

2008年度名古屋市の 予算編成にあたっての 日本共産党の要求書

■ 詳細要求 (2008 年 12 月 25 日提出)

■ 重点要求 (2008 年 10 月 4 日提出)

日本共産党名古屋市会議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

電話(052)972-2071 Fax(052)972-4190

ホームページ <http://www.n-jcp.jp>

e-mail : dan@n-jcp.jp

2007年12月25日

名古屋市長 松原武久 様

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの 恵子

2008年度名古屋市の予算編成にあたっての 日本共産党の詳細要求書について

日本共産党名古屋市会議員団は、さる10月4日、松原武久市長に対し、「2008年度予算編成にあたっての重点要求」を提出しましたが、詳細要求がまとまりましたので提出します。

来年度の国家予算は、大企業優遇をさらにすすめ、増税や社会保障切り捨てなどで苦しむ国民に背をむけています。名古屋市は、自治体本来の役割を発揮して、こうした国の悪政から市民の暮らしを守る「防波堤」となるべきです。

今回の「詳細要求書」は、大増税・市民負担増の市政でなく、市民の暮らしや福祉を守る市政運営に切り替えることを提案し、各局、各区にわたり、934項目の要求となっています。

つきましては来年度予算編成に反映されるよう強く求めるものです。

目 次

◆ 2008年度予算案に対する詳細要求

各局別要求

総務関係	1
財政局	3
市民経済局	4
環境局	7
健康福祉局	9
子ども青少年局	16
住宅都市局	19
緑政土木局	22
教育委員会	24
消防局	28
上下水道局	29
交通局	30

各区の要求

千種区	31
東区	32
北区	32
西区	33
中村区	35
中区	36
昭和区	37
瑞穂区	38
熱田区	39
中川区	40
港区	41
南区	43
守山区	46
緑区	48
名東区	50
天白区	51

◆ 2008年度予算案に対する重点要求

(2008年10月4日提出)54

＜総務関係＞

1. 市長は、政治と業界の癒着の温床となっている企業・団体献金は受け取らない。また、事実上の企業・団体献金となる「政治資金パーティ券」の購入を企業・団体に対し求めない。
2. 市長と副市長の退職金については、再選・再任の場合は支給せず、金額は大幅に減額する。
3. 市幹部職員OBの民間への「天下り」の実態調査を行い公表するとともに、課長級以上の市職員は退職後、その退職前5年間に在職していた部局や外郭団体と監督・契約関係など密接な関係にある営利企業・業界団体への再就職を禁止する。
4. 役所の裏金問題について徹底解明し再発を防止する。
5. 市民に痛みを押し付ける「行財政改革計画」や「行財政集中改革計画」を撤回し、地方自治の本旨に基づく「名古屋市基本構想」に沿って、自治体としての役割を果たす。
6. 再開発をはじめ大型開発を推進する「名古屋新世紀計画2010」を見直し、住民の福祉の増進（地方自治法）をはかる立場にたって、市民参加で基本計画を作成する。
7. 市民生活に必要な職員定数を確保する。大型開発事業による財政難を理由に、市民サービス低下を招く職員定員削減は行わない。
8. 「公共サービス」を大企業のもうけの対象とする「市場化テスト」は導入しない。
9. 行政評価をテコにした福祉・暮らしの予算の削減を行わない。
10. 行政の「営利企業」化をもたらし、民間経営の理念をつらぬく「経営会議」や「経営アドバイザー」は廃止し、トップダウンの行政はやめ、現場の声を大切にする。
11. 市長は、労働組合や市民団体との交渉・懇談に公平に応じる。また、審議会や行政委員会には、労働者の代表として「連合」系のみでなく、非「連合」系代表も登用する。
12. 「モノづくり文化交流拠点」については、民間でできる分野であり、本市が多額の負担をする必要はなく、その構想の検討は中止する。
13. 自動車偏重の交通体系を見直し、公共交通と自動車の割合を「6：4」にする目標を単なる目標とせず施策を積極的に推進するとともに、人と環境にやさしい公共交通網の整備計画を策定し、新世代路面電車（LRT）導入など、新しい交通システムについて研究する。
14. 旧国鉄の所有地（南方貨物線含める）を公共用地として利用するように調整をすすめる。
15. 名鉄・近鉄の無人駅は安全上たいへん問題があり、駅員を配置する。
16. 市の幹部職員に女性を積極的に登用する。審議会への女性委員の登用率40%をめざし大幅に引き上げる。
17. 市議員選挙における選挙カーについての公費負担は実費とする。「選挙公報」の点字版や声の公報を発行する。投票所をバリアフリーにする。郵便投票を拡大する。

18. 非核三原則を遵守し、日米軍事同盟強化のための在日米軍基地再編・強化に反対し、憲法改悪を行わないよう国に求める。
19. イラクから自衛隊を撤退させ、空中給油機の配備計画を撤回し、名古屋空港を軍事基地にしないよう国に求める。
20. 「非核平和名古屋市宣言」を行う。
21. 市役所が市内の自衛隊訓練の情報を把握するとともに、自衛隊の徒步行進訓練について、市民が生活する場では行わない。
22. 「戦争に関する資料館」については、既存施設の改築に合わせるなどして早期に建設する。当面、名古屋市市政資料館などで、戦争に関する資料館調査会が保管している戦争資料を常設展示する。NPOがすすめている「戦争と平和の資料館ピースあいち」と連携し、財政支援を行う。
23. 南京市にある「南京大虐殺遭難同胞記念館」の展示物のパネルなどを展示する。南京事件70周年にあたり友好都市である名古屋市が南京市に友好のメッセージを送り、市民団体を派遣するなど姉妹都市関係をすすめる。
24. 名古屋空襲などによる戦争遺跡の調査、保存をはかるとともに、学童疎開などの戦争被害の実態調査を行う。
25. 増加する外国人の市民生活について、生活実態調査などにもとづく課題整理を行い、「多文化共生推進計画(仮称)」を策定する。
26. 市議会の会議録作成を早めるために、音声認識による「会議録作成支援システム」を導入する。
27. 独立行政法人の市立大学に対しては、「教育の機会均等を守る公立大学の役割」、「地域貢献など市立大学のかかげる理念」、「教職員・学生など全構成員の運営参加を保障する大学自治の原則」の立場から必要な運営費などの費用を交付する。
28. 市立大学医学部の不祥事件について徹底究明し、再発防止する。

＜財政局＞

1. 次の事項について国に要求する。
 - ① 生活保護費をはじめとした福祉・教育などに関わる国庫補助負担金の廃止・縮小、地方交付税の縮小に反対する。
 - ② 地方自治体としての自主的、自立的行財政が運営できるように税財源を抜本的に見直し移譲する。
 - ③ 消費税の税率引き上げは行わない。
 - ④ 繰越欠損金制度による法人税逃れ、大企業に対する固定資産税の減免、外国税額控除の名目による法人市民税の不当な控除など特権的減免を廃止し、不公平税制をなくす。
2. 個人市民税への 65 歳以上の減免規定の廃止をやめ、住民税減免制度の減免率を 100%、50% に戻すとともに、対象者の拡大を検討する。
3. 区役所における税務の統廃合は、市民サービスを後退させるので行わない。
4. 度重なる談合や汚職事件をなくし、行政に対する市民の信頼を高めるために、抜本的な入札・契約制度になるように、幹部職員の関連企業への「天下り」禁止など、全庁的な改革を推進する。契約後、談合が発覚した場合のペナルティを強化する。
5. 新たな「財政健全化計画」策定にあたっては、「経営」の論理で市民サービスを低下させず、無駄な大型開発の中止や見直しを行うことを軸にした財政再建をすすめる。
6. 予算編成にあたっては、財源配分型のトップダウン方式をやめ、市民の要望を踏まえて各局・部・課・係から職員参加の積み上げ方式で編成するようにあらためる。
7. 日本中央競馬会（JRA）の場外馬券売り場を対象とする新税や、資本金 10 億円を超える企業を対象とする法人市民税の均等割の超過課税など、法定外普通税の導入を検討する。
8. 地方税法第 367 条に基づき固定資産税の減免措置を拡大する。特に低所得者、年金者、障害者世帯などに対する減免制度を設ける。
9. 都市計画税の税率引下げをはかり、中小業者の事業用地は小住宅地並みに軽減をする。
10. 競馬事業は、参加する自治体で検討委員会を設置し、計画的に廃止の方向を打ち出す。その際、公営事業に従事する労働者の身分を保障し、跡地利用は周辺住民をはじめ市民の要求や意見を十分に反映して決める。
11. 土地開発公社、公共用地先行取得等事業債、都市開発資金、および土地基金が抱えている長期保有土地（塩漬け土地）については、その原因と責任を明らかにするとともに、買戻しが困難な土地は、事業計画そのものを見直し、他の利用を再検討し、または売却する。
12. 受益者負担の名目による使用料などの値上げは行わない。
13. 高金利の市債について低金利への借り換え、あるいは繰り上げ償還によって利払いを減らすために、政府資金の借り換え・繰り上げ償還を国に認めさせるとともに、民間資金の借り換えを銀行側に認めさせる。

＜市民経済局＞

【雇用・景気・中小企業対策】

1. 青年の雇用実態を調査するとともに、青年に労働法など労働者の権利について知らせる取り組みをすすめる。青年の安定した雇用確保のために、市として市内企業にたいして正規雇用を増やすよう働きかける。
2. 長期に失業が続く勤労者に対する市独自の生活支援資金貸付制度を新設する。
3. 中小企業に対する官公需を大幅に増やす。
4. 少額、輕易な契約について競争入札参加業者でない中小零細業者に発注する「小規模工事登録制度」を創設する。また、市の発注工事は外郭団体も含め大手ゼネコン向けの一括発注方式でなく、分離・分割発注をさらに推進する。
5. 市内の中小企業・業者の実態調査を実施し、これをもとに「中小企業振興条例」を制定し、総合的な中小企業対策をすすめる。
6. 地域経済の活性化のために、既存中小零細企業の支援を強化し、大企業誘致のための優遇施策は行わない。
7. サイエンスパークにおける土地開発公社保有土地については、地元守山区民をはじめ住民参加でその活用計画を立てる。
8. 大企業の工場閉鎖や移転について、名古屋市と企業の事前協議制度を確立する。
9. 市の「中小企業退職金共済制度」を拡充して、パート労働者にも適用する。
10. 絞り・友禅・七宝焼・仏壇・仏具・和ろうそく・扇子など伝統的地場産業を再生するために、「伝統的地場産業センター」をそれぞれの地域につくり、新進工芸作家などの作品発表の場としても活用する。また、伝統的地場産業の技術向上、市場開拓等の支援を拡充し、特に後継者の養成のための施策をすすめる。
11. 工業研究所の技術者養成事業を重視し、指導機関としての機能を強めるとともに、NC機械の使用など共同加工センターの機能を持たせ、中小企業の人材の育成や支援を行う。
12. イベントやコンベンションの誘致基準を策定する。その際、市民生活の向上と市内の中小企業の発展につながるものを重視する。

【金融対策】

13. 地域と中小企業への資金供給に努力する金融機関は、公的に評価する地域金融アセスメントを実施して地域金融機関を支援する。
14. 市信用保証協会の中小企業向け融資制度への責任共有制度の導入にともなって、金融機関による貸し渋りが生じないよう金融機関を指導する。
15. 市の制度融資等の返済が困難なときは、借り換え融資や無利子での返済猶予制度を新設する。
16. 中小企業向け無担保・無保証人融資保証の限度額を1500万円に引き上げる。
17. 小規模事業金融公社の経営基盤強化のため、補助金の増額をはかる。

【商店街振興】

18. 大型店の出店や撤退、24時間営業などに対して市独自の規制を行う。
19. 公設市場については、地域住民に利用しやすいものとなるよう、さらに支援を強め廃止しない。
20. 商店街や小売市場にたいして商業機能、地域のふれあいの「暮らしの広場」としての情報化事業や地域イベントの支援、モール化、共同駐車場の促進をはかる。
21. 商店街のアーケードや街路灯、カラー舗装などの維持管理費は全額補助する。また、アーケード、テント看板など道路占用料の免除規定をつくる。
22. 商店街の空き店舗対策の助成制度は、出店者を直接支援するものに改め、商店街振興組合のない小売店舗や小売市場の空き店舗も対象とする。

【市民生活】

23. 国民総背番号制につながる住民基本台帳ネットワークシステムからは離脱する。システムのインターネットとの接続をただちにやめる。個人情報削除要求があった場合には応じる。
24. 市政の苦情・相談窓口である広聴課を拡充し、市民が利用しやすいようにする。特に区役所の相談窓口を充実し、個別の相談に応じられるようにプライバシーも配慮したスペースをつくる。トリオフォンのPRなど区役所での外国人相談の充実をはかる。
25. 住民の自主的な地域活動の場として、早期にすべての小学校区にコミュニティセンターをつくる。建設にあたり階段昇降機を設置するなど利用者の希望を取り入れるとともに、住民の利用しやすいように学区連絡協議会など公共的団体の運営を継続する。
26. 市民サービスが低下しないように、各区役所に企画部門を設置し、政策決定・予算編成への権限を付与する。
27. 区役所民生子ども係がおこなっている児童並びに母子及び寡婦の福祉についての相談業務と、現在、保健所でおこなっている子育て総合相談窓口の業務を統一し、児童福祉を担当する職員と保健師を配置する。
28. 「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」については、基本的人権の侵害や住民監視とにならないようにするとともに、地域の自主的な安全・安心活動を支援する。
29. 交通危険箇所が多い小学校区や児童数の多い小学校区に交通指導員を増員する。

【消費生活】

30. 中央卸売市場本場内のクーラーなどの施設整備を市の責任ですすめる。中央卸売市場の食品監視体制を強化する。
31. 中央卸売市場南部市場は、特定業者の利権の対象にさせない。高畑市場の跡地利用については市民合意をはかる。
32. 食肉市場の統合一元化に際しての営業権譲渡価格 59 億 2 千万円については精査し直し、必要な場合は、名古屋食肉市場株式会社（名食）が愛知食肉卸売市場協同組合（愛食）に譲渡価格の一部または全部の返却を求めるよう指導する。営業権譲渡にかかわる名食への卸売機

能強化についての補助金は支出しない。

33. 消費生活センターは職員体制を充実させ相談機能を強化するとともに、食の安全の確保のための学習、規制、テスト機能を強化する。
34. 「市消費生活条例」を活用して、消費者啓発や悪徳業者名の公開などを迅速に行う。消費者団体への支援、連携を強化する。

【文化】

35. 伝統と特性を継承しつつ、新しい都市文化の創造と文化的なまちづくりのための「名古屋市文化振興計画」を策定する。
36. 名古屋フィルハーモニー交響楽団はじめ、各文化団体への助成を増やし、市民の自主的な文化活動への助成を強める。
37. 子どもを対象とした舞台芸術の自主公演を援助し、親子劇場や親子映画・親子読書など、親と子の自主的文化活動を発展させる助成を制度化する。
38. 児童・生徒一人あたりの芸術鑑賞助成金を増やし映画鑑賞も対象に含める。
39. 芸術創造センターやアクテノン（演劇練習館）の資料室を充実し、市内で公演された演劇などの脚本を収集・保存し、閲覧できるようにする。
40. 名古屋城は、博物館相当施設にふさわしく学芸員や職員を増やすなど、特別史跡として全体の管理が十分にできる体制を整える。また、徳川美術館との連携をはかる。
41. 本丸御殿の国重要文化財・障壁画などについて、博物館等を活用して展示・公開をすすめる。また、本丸御殿の復元計画は急いですすめない。
42. 市民の様々な文化・創造活動を振興するために、市民芸術祭を拡充するとともに、若手芸術家の製作及び発表の場を確保するなど、地域の特色を活かした催しをすすめる。
43. 名古屋ボストン美術館の展示企画に市民の声を反映させ、これ以上の財政負担はしない。
44. 区民まつりへの自衛隊の出展・参加は中止する。

【人権】

45. あらゆる同和行政を完全に終結する。

＜環境局＞

1. 地球温暖化防止の取り組みについては、本市の目標であるCO₂10%削減にむけて、年度ごと、分野ごとの具体的な実施内容と目標を示して推進を図る。
2. 騒音対策について、環境基準を遵守させるとともに、騒音規制法の要請限度を超えた場合は、ただちに速度制限などの対応を公安委員会に要請する。
3. 名古屋市自動車公害対策推進協議会は、市民参加で住民の声を反映させる。
4. 喘息や気管支炎を引き起こす直径2.5μ以下の微小粒子状物質（PM2.5）汚染の実態解明の調査を主要幹線道路で実施する。
5. 「名古屋南部大気汚染公害訴訟」の判決をふまえ、浮遊粒子状物質や二酸化窒素などの自動車排出ガス対策を計画的総合的にすすめる。
6. 小児喘息など大気汚染による新たな健康被害者に対して医療費助成を行うこと。大気汚染による公害病患者の認定と医療費助成を国に求める。ネプライザーの貸与台数を増やし、健康回復事業を拡充する。
7. アスベストによる市民の健康被害を調査し救済を図る。市有施設のアスベスト実態調査にもとづいて完全除去をはかる。
8. 公害病患者について転地療養やリハビリ訓練を充実し、温水プールを無料にする。
9. 市バスやごみ収集車などを低公害車にきりかえ、低公害車の普及・啓発の施策を抜本的に改善し、施策の推進をはかる。
10. 土壌・地下水汚染については、工場用地の調査を義務付け、原因者の責任と負担で完全な浄化対策を行う。浄化が完了するまで用途変更を認めない。国の責任で土壌浄化基準を厳しく定めるよう求めるとともに、汚染の原因者が不明の場合における浄化対策をはかるための浄化基金制度を設ける。
11. 名古屋市が実施したり、入手した調査結果や測定データなどの公害・環境情報は、すべてすみやかに公表する。
12. 酸性雨による被害の実態調査に基づく対応策を確立する。
13. 新幹線公害の調査に基づき、新幹線公害訴訟団との和解条項を今後とも完全に実施する。スピードダウンを含む騒音・振動対策をいっそうすすめ、よりよい環境実現をJR東海などに要求する。また、公害対策として取得している旧国鉄の用地は、地元住民合意のもとで公共利用をはかる。
14. 県営名古屋空港を使用する自衛隊機による騒音被害に対して対策を講じるように国に求める。
15. 藤前干潟の環境学習施設へ休日の市バス乗り入れなど交通アクセスの整備と周辺環境の美

化につとめる。施設運営と干潟保全活用事業への財政支援を拡充する。

16. 徳山ダムの導水路事業のための出資はやめ、国・県に事業を中止するよう求める。
17. 住民の反対する産業廃棄物処理施設の新設・拡張を認めず、不法投棄や違法投棄に対処するよう県に求める。拡大生産者責任を徹底しごみ減量を図る。
18. 「第4次一般廃棄物処理基本計画」については、市民・職員参加で策定する。市民のごみ減量意識を高め、実効あるものにする。
19. ごみ収集業務については、直営を基本とし、民間委託等については拡大しない。
20. 家庭ごみ収集の有料化は行わない。
21. 事業系ごみ減量のため、収集許可業者の分別搬入の監視・指導を特別に強化する。プラスチック製容器包装、紙製容器包装についても、ごみ処理施設への搬入を禁止するなど減量を進める。これまで不燃として扱ってきたポリバケツなどを燃やすことへの方針転換は、CO₂を増やすことになり中止する。
22. 容器包装リサイクル法を再度改正し、容器包装のみならず全商品を含めた素材別リサイクル化や容器包装の収集・分別経費の製造・販売業者による負担など、拡大生産者責任の徹底を国に求める。また、使用済み蛍光灯や乾電池、塩化ビニール製品についても、製造・販売業者に引き取りを義務付けるよう国に求める。
23. PFI方式による鳴海工場の改築については、市が責任を持てる監視体制をとる。山田工場については、灰溶融施設への転用はやめ、市民利用施設として開放する。
24. 稲永の最終処分場建設は、名古屋港の水質を含め環境対策を図り、住民、港湾関係者の理解と納得を得る。
25. 福祉・教育施設などについては、事業系ごみ扱いせず、市収集とする。
26. 生ごみの分別収集・資源化事業を順次拡大する。その際、環境対策に万全を期す。共同住宅における生ごみ処理施設についての補助制度を創設する。
27. 住民に分別の徹底など排出指導を行うため、現場職員の力をいかした指導員制度を拡充する。
28. 古紙リサイクルシステムと集団資源回収の結合による古紙の資源化を全学区で実施する。
29. 粗大ゴミの収集は、リサイクルできるようにトラック（箱型自動車）による収集を拡大し、プレス車は資源化が不能な場合に限定する。
30. ごみ出しが困難な世帯に対する「なごやか収集」（訪問収集）については、収集体制を拡充し、対象者の要件を緩和する。

<健康福祉局>

【国への要求】

1. 「後期高齢者医療制度」の4月実施を中止し、制度を撤回・廃止する。実施を強行するなら、
①法定減免にとどまらない十分な低所得者対策を講じる。②資格証明書の発行はしない。③
保健事業・葬祭費についても十分な財政措置を講じる。④診療報酬の定額制・包括払いなど
差別医療を持ち込ませない。
2. 障害者自立支援法は廃止を含めて抜本的に見直す。利用者の応益(定率1割)負担は応能負担
に、施設への報酬を日割から月単位に改める。報酬単価も大幅に引き上げる。
3. 医療「構造改革」を中止し、保険で安心して受診できる医療制度をつくる。
①療養病床の削減や混合診療の拡大をせず、患者負担の引き下げをはかる。
②産婦人科や小児科などの医師不足、看護師不足を解消するため、養成数の拡大をはじめ
とした抜本的な増員計画を立てる。
③患者数の増大を理由にした、かいよう性大腸炎やパーキンソン病患者の特定疾患医療(難
病対策)からの切り捨てを行わない。低肺の在宅酸素療法患者の酸素濃縮装置の電気料
金にも保険適用するなど、難病患者の負担軽減と肝炎やリウマチなど対象疾患の拡大
をすすめる。
④リハビリの日数制限を撤廃し、必要なりハビリを提供できる診療報酬体系に改める。
⑤国民健康保険への国庫負担比率を、38.5%から元の45%まで計画的に引き上げる。保険
料滞納者からの保険証取りあげ、資格証発行の「義務」をあらため受療権を守る。
⑥特定健診・保健指導の実施にあたっては、制裁措置はとらない。
4. 介護保険制度の抜本的改善をはかる。
①介護保険への国負担比率を25%から30%へ引き上げ、保険料を引き下げる。
②介護ベッドや車イスの取り上げ、ヘルパーの利用時間や回数の削減など、軽度者からの
介護サービス取り上げを中止する。
③十分な介護サービスが提供できるように介護報酬単価を引き上げ、必要な人員を確保す
る。とくにすべてにケアプラン作成を保障できる報酬体系に至急改善する。
5. 社会福祉施設の基盤整備のために、十分な財政措置を講ずる。
6. 生活保護に対する国の負担割合を減らさない。高齢者や母子への加算を復活し、生活扶助費
の削減は行わない。医療費負担軽減策の拡充など低所得者対策、貧困防止策を抜本的に強化
する。
7. 「ホームレス自立支援法」の目的が達せられるよう積極的な財政支援を行う。
8. すべての食品に製造年月日の表示をする。また、遺伝子組換え食品や農薬などの検査体制を抜
本的に強化し、安全性の検査、表示義務の徹底などをはかる。
9. すべての輸入食品について、名古屋港などの検疫体制の強化と輸入年月日、原産国名の表示

を義務化する。

10. B S E対策の全頭検査を堅持する。

【愛知県への要求】

11. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する県からの助成を増やす。法定・条例を問わず減免制度への財政補填に対する県負担を拡充する。
12. 福祉医療制度の後退はさせず高齢者、乳幼児、障害者・児、母子・父子家庭の医療費助成や国民健康保険の運営費などの補助金を増額し、市事業への県の任意補助を大幅に増やす。
13. 医師・看護師の養成確保計画を見直し、必要な人員を確保する。院内保育所への県費補助を大幅に増額する。
14. ホームレスについて、公的な就労事業を増やすなどの就労支援や簡易宿泊所の創設、県営住宅への優先入居などの援護施策をすすめ、積極的な財政支援を行う。県の社会福祉施設として簡易宿泊所を設ける。

【愛知県後期高齢者医療広域連合への要求】

15. 後期高齢者医療の保険料及び一部負担金の減免制度を条例化する。
16. 資格証明書は発行せず誰もが医療を受けられるようにする。
17. 市町村が独自に保険料の減免や葬祭費手当等の支給、資格証明書の発行抑制を実施できるようにする。
18. 国にたいして後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める。
19. 国、県に後期高齢者の保険料負担軽減のための財政負担割合を引き上げるように要請する。

【高齢者福祉・介護保険】

20. 敬老パスは、無料に戻す。利用できる交通機関の拡大を検討する。
21. 介護保険制度を改善する。
 - ① 保険料を引き下げる。保険料区分をさらにきめ細かい応能負担にする。
 - ② ホテルコストなどに対する利用料軽減制度を、一般財源も活用して在宅サービスや課税世帯に対象を広げる。社会福祉法人減免制度については市が財政補填をするとともに、NPO など他法人にも適用を広げるなどしてその利用を促進する。
 - ③ 地域包括支援センターは直営を原則とし、本来の介護予防業務を十分に果たすために、早急に数を増やし、中学校区単位へきめ細かく設置する。保健師をはじめ必要な業務を担いうる十分な専門職員を確保する。運営協議会への市民参加を拡大し、各区単位でも準ずる協議会を設置する。
 - ④ 地域圏域は中学校区単位の設定をめざし、サービス水準の確保と地域福祉推進体制を整備する。小規模多機能施設など地域密着型サービスも中学校区単位に（当面は圏域ごとに）整備目標を立て、建設と運営への市独自支援も強めて、きめ細かく基盤整備を進める。

- ⑤ 特別養護老人ホームの整備目標を思いきって引き上げ、待機者の解消をはかる。養護老人ホーム、老人保健施設などの基盤整備もあわせてすすめる。
 - ⑥ ショートステイ用ベッドの確保のため施設増設とともに、市によるベッド借上げなどの緊急対策をすすめる。必要な医療機能が提供できるショートステイ用ベッドを増やす。
 - ⑦ 認知症や虐待、経済的事由などの困難事例については市が責任をもって対応する。虐待相談センターの機能強化とあわせ、市自身が指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護サービス事業者になる。直営の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を維持するとともに、高齢者対象の市職員ヘルパーを復活する。
 - ⑧ 区役所の介護保険業務は、要介護認定に限定せず、介護事業者を引き継ぐまでの一定期間や緊急時には、職員が直接支援できる体制を確保する。
 - ⑨ 住宅改修費に障害者住宅改修補助並みの上乗せ助成を行う。福祉用具購入費の支給は、受領委任払い方式に改善する。
 - ⑩ 健診、健康づくり、生活支援など、総合的な介護予防施策を市民参加ですすめる。
- 22. 障害者認定控除に関する申請書類を要介護認定者にもれなく届け、制度活用の周知徹底をはかる。
 - 23. 車イスや介護ベッドを介護保険サービスから外された軽度者への福祉用具貸与またはレンタル料助成制度をつくるなどして、いままで同様のサービスを維持する。
 - 24. 直営の養護老人ホーム、軽費老人ホームを堅持するとともに、市営住宅の確保など高齢者の居住を保障する。とりわけ一人暮らし高齢者の居住保障対策を強める。
 - 25. 日常生活用具の貸与・給付、緊急通報事業「あんしん電話」などの介護保険外サービスを継続し歩行支援カーなど対象を拡大する。介護保険外で行われているミニデイサービスや宅老所などへの補助制度を新設する。
 - 26. 社会福祉施設の指定管理者には、営利目的の業者は指名しない。
 - 27. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画策定・進行管理には、市民・サービス利用者・事業者らの参加を広げるとともに、日常生活圏域や中学校区単位で、きめ細かい計画とサービス利用率など具体的な数値目標を盛り込む。

【障害者福祉】

- 28. 自立支援法に伴う月額負担上限を市独自の基準で引き下げるとともに、医療・補装具にかかる負担も合算する総合上限制度とする。食費の実費負担を軽減する。
- 29. 地域生活支援事業の費用負担は無料にする。
- 30. 障害程度区分判定に際しては、障害者、家族、施設関係者などの意見を尊重し、障害の実態を正確に反映したものにする。
- 31. 介護給付をはじめサービス支給の決定にあたっては利用する障害者本人の意向を尊重し、必要な量と時間を確保する。行動援護の利用時間には制限を設けない。
- 32. 移動支援について、余暇時間の支給制限をやめ、必要な時間を支援する。
- 33. 障害者福祉計画は市民とりわけ障害者とその家族、関係する施設職員などの要望・意見を十

分に反映させ、市民参加で策定する。

34. 安定したサービス提供のため、施設運営を経営面から支援する。重度訪問介護などの報酬単価に市独自加算を行う。地域生活支援事業の単価も実情に応じて引き上げる。
35. 日割単価の導入に伴う施設収入に与えている実態を調査し必要な補填を市としても行う。
36. 小規模作業所の新制度への移行にあたっては、助成の拡充など安定した施設運営が継続できるよう十分に配慮する。
37. 民間福祉施設運営費補給金（公私間格差是正制度）を堅持する。運営費などへの助成措置を継続し充実させる。
38. 医療センターも併設した重症心身障害者児施設を早期に建設する。また、重症心身障害者児にたいするショートステイ事業を充実する。
39. 障害者のための市職員などによるホームヘルパーを復活し、グループホームやレスパイトセンター（一時保護所）など生活支援の場にも派遣できるようにする。
40. 市の障害者施設として、レスパイトセンターを位置づける。身体障害者のグループホーム制度をつくる。
41. 障害者向けの住宅改造助成制度の一層の充実をはかるとともに、貸付制度の利率を大幅に引き下げる。
42. 障害者の就労促進のために、障害者職業訓練校を市内に誘致するとともに、障害者雇用支援センターの充実をはかる。企業等への障害者雇用を促進する。
43. 日常生活用具給付事業の支給品目を拡大、交付手続きの簡素化をすすめる。必要に応じて支給対象、支給品目を広げるなど、柔軟な制度運用を行う。
44. 補装具の利用者負担を軽減するため、市独自の助成を行う。
45. 点字ブロック、スロープ、エレベーターなど、障害者にとって安全で便利なバリアフリーのまちづくりに努め、公共施設の改善をすすめる。
46. グループホームなどの在宅福祉サービスを充実させ、精神障害者の社会復帰を支援する。精神保健福祉計画を早期に策定する。地域医療機関の協力も得て、在宅重度精神障害者への訪問看護制度を新設する。精神科の救急医療体制を確立する。精神衛生相談員の増員など相談支援体制を拡充する。
47. いわゆる「ひきこもり」の実態を市としても把握し、家族会など関係諸団体と連携してすすめる。一部の施設での人権侵害にあたる強制的対応を放置しない。
48. 薬物依存症対策を家族会などとも連携してすすめる。
49. 市が運営する障害者施設は公設公営のまま継続する。

【生活保護・低所得者対策】

50. 区役所（福祉事務所）の現業員は、国の監査による指摘を受け止めて速やかにまず国基準どおり配置する。十分な職員配置で相談・援助の体制を整える。生活保護の申請はすべて受理し、不当な適用制限をしない。

51. 市の法外援護の削減をやめ、拡充する。とくに高校進学率の向上もめざして学齢期の子どもへの支援を強める。
52. 緊急小口資金制度を復活させるとともに、相談窓口の設置など多重債務者を救済する総合的な支援策をたてる。
53. 生活保護施設「植田寮」と宿泊提供施設「熱田荘」の処遇改善と改築整備に早期に取り組む。
54. 「ホームレス自立支援計画」の具体化として、相談窓口の拡充または専門援助機関を設置し、就労・援護・住居確保・健康管理など総合的な施策を、民間支援組織などと協議しつつ行う。「ホームレス就業事業」を継続する。
55. 緊急一時宿泊施設（名城シェルター）は閉鎖せず、自立支援センターとともに、1日3食を提供するなど処遇の改善をはかるとともに、入所できる条件を緩和して保護対象を広げる。
56. 年末年始援護対策事業は縮小するのではなく、ホームレス自立支援策として充実させる。

【医療福祉】

57. 精神障害者医療費助成制度の対象を精神障害者保健福祉手帳2級所持者に拡大する。自立支援医療の精神科通院医療については患者負担を無料とする市の助成制度を設ける。
58. 障害者医療費助成制度の所得制限を撤廃し、対象者の拡大を行う。
59. 高齢者の医療費無料制度を復活する。
60. 特定疾患に関する名古屋市独自制度を継続する。独自制度から外された橋本病を復活し患者負担を軽減する。
61. 低肺機能患者に対し在宅酸素療法患者の酸素濃縮装置に使用される電気料金の助成を新設する。
62. 小児救急医療体制を充実する。救急病院への補助金を増額する。県とも協力しつつ市としても看護師はじめ産婦人科医・小児科医など医療スタッフを独自に養成・確保する。
63. いわゆるオーバースティ等の外国人への医療支援制度を設ける。
64. 原爆症の認定をはじめ被爆者への援護施策を拡充する。
65. 老人健診がなくなり「特定健診」となるが、健診内容の後退や費用負担の増大をしないように市独自の施策を充実させる。

【国民健康保険】

66. 国民健康保険料を値上げしない。税制の改訂に伴う負担増の軽減策をとる。
67. 世帯主の給付を8割に戻す。
68. 減免制度をいっそう拡充するとともに、市独自の傷病手当を新設する。
69. 資格証明書は発行せず加入者全員に保険証を交付する。
70. 保険料未納者に対する納付の督促は、加入者の生活実態をよく考慮し納付相談などで慎重に対応する。
71. 一部負担金の減免・支払猶予制度の周知徹底をはかるとともに、運用基準を緩和していっそうの活用をすすめる。

【後期高齢者医療】

72. 後期高齢者医療の保険料および一部負担金の減免制度を広域連合で条例化するよう働きかける。減免等は市町村の判断で迅速に行える仕組みとする。
73. これまで国保で行ってきた 75 歳減免について、新たな制度を設けて実質的に負担軽減を継続する。
74. 保険料の徴収については、生活実態を良く考慮し納付相談などで慎重に対応する。

【災害救助】

75. 医療機関や福祉施設での防災訓練は、住民と消防隊の参加協力も得て、実践的なものにする。
76. 防災拠点病院を増やし、市内各所に計画的に配置し、機能強化をはかる。医療機関でのトリアージ訓練を実施する。
77. 医療機関、介護施設など公民問わず全ての医療・福祉・介護施設の耐震診断、耐震補強をすすめる。民間施設へも指導だけでなく助成・支援をおこない、改修を促す。
78. 小規模作業所、グループホームなど民間借家施設での防災対策を独自にすすめる。
79. 避難施設と防災拠点のバリアフリー化をすすめ、防災備品、食料などの備蓄をふやす。
80. 災害弱者の避難誘導計画を、地域・施設ごとにつくり避難訓練を行う。

【保健衛生】

81. 乳がん検診の受診率向上をはかる。そのために、マンモグラフィ設置医療機関を計画的に増やす、対象年齢を拡大する、受診機会を 2 年に 1 度から毎年に戻す。民間医療機関への委託をふくめ医師や保健師の指導による自己チェックの普及をはかる。
82. 妊産婦の無料検診回数を 15 回に増やす。
83. 高齢者、成人など各種検診制度の受診率を高めるため対象年齢の拡大、料金の引き下げを行う。前立腺ガン検診を導入する。
84. 中小業者やフリーターなど職場で健診機会のない若者やいわゆる「ニート」など無業者の健診機会の拡大をはかる。
85. インフルエンザ予防接種の費用助成を 65 歳以上だけでなく、児童などにも拡大する。市民税軽減世帯などへの負担免除の手続きを簡素化するなど、市民負担の軽減をはかり接種率を高める。
86. タバコ害についての未成年者や市民への啓蒙活動をつよめる。タバコ自動販売機の設置を規制する。
87. スズメバチ駆除は、市が直接責任を持って行う体制に戻す。
88. アレルギー症候群、シックハウス症候群などの実態調査と研究をすすめ、保健所での指導を改善し、相談に対応できるようにする。また、保育所、幼稚園、小・中学校の児童・生徒のアレルギーの検査を公費で保健所や民間医療機関などにて行う体制をとる。
89. 地下街、飲食店の多いビルなどで、ネズミの実態と被害調査を行い、生活衛生センターが抜本的な撲滅計画を立て実施・指導する。

90. 鳥インフルエンザやSARSなど新しい感染症に対して、予防と発生時の対応などの対策を強化する。
91. エイズに対する正しい教育、啓蒙活動を行い、そのために学校教育などで取りあげる時間を増やす。また、保健所での相談、検査体制を拡充する。

【食品衛生】

92. 食の安全・安心条例の実効性を確保するため食品衛生監視員などの増員を図る。
93. 保健所や衛生研究所及び中央卸売市場での食品監視体制を強化するとともに、北部市場での食品監視体制強化を県に求める。
94. 添加物、残留農薬、BSE、遺伝子組み替え食品等について安全性の確認のために検査体制を充実する。安全性等が確認できるまで、本市の学校・保育所・病院などの給食材料に遺伝子組み換え食品を使用しない。

【市立病院など】

95. 「クオリティライフ21城北」に組み込む計画の粒子線治療施設は、市民の合意を得てすすめる。
96. 守山市民病院の縮小・産科入院廃止計画をはじめとする市立病院整備基本計画は、地域医療・防災対応などへの不安を地域に広げている。市民、患者、職員の参加を得て、現行の医療水準を下げず、地域医療を担うことを基本に、必要な計画の見直しを行う。
97. 地方公営企業法の全部適用により患者サービスを後退させない。
98. 医療事故防止のために、必要な人員配置と職場環境の整備をはかるとともに、医療事故防止のための検討委員会には、外部の有識者、患者や市民代表を加える。
99. 治療の一貫である入院患者の給食は民間委託を拡大しない。
100. 救急医療体制の拡充をはかる。平日二次救急をおこなっている東市民病院については手術室など後方体制を強化する。
101. 後発医薬品の使用割合を増やす。
102. 必要な看護師を配置し、深夜の3人体制、夜勤は月8日以内とする。妊産婦の準・深夜・時間外労働をなくし、就学前の子育ての間、家族の介護を必要とする期間なども対象とする。あわせて院内保育所への支援を強める。
103. 医師・看護師など専門職員を確保する。閉鎖病棟を再開し必要な医療を十分に提供できる体制を整える。
104. ケースワーカーの増員で相談体制を強化する。差額ベッドなど保険外負担を拡大せず、計画的に縮小する。
105. 地域防災計画に定める耐震基準に見合うように市立病院の耐震改修を早急に進める。

【霊園・斎場】

106. 第2斎場建設計画にあたっては、情報公開をすすめ、住民合意を尊重し、地元の理解と納得が得られるよう慎重にすすめる。

<子ども青少年局>

【国への要求】

1. 就学前までの医療費は国の制度として無料化する。現物支給を理由にした国保への国庫負担金への減額措置は廃止する。
2. 児童手当制度を小学6年生まで月額1万円に倍増する。支援対象を18歳まで引きあげる。
3. 4月実施予定の児童扶養手当の削減計画を撤回し、支給額を大幅に増額する。
4. 学童保育への補助を大幅に増やす。施設や人員配置の最低基準をつくる。

【愛知県への要求】

5. 子どもの医療費は入院に加え通院も中学校卒業まで無料にする。

【子育て支援・児童福祉】

6. 「子ども条例」は、「国連子どもの権利条約」をふまえたものとし、実効性のある推進機構をつくる。
7. 子どもの医療費無料制度は、中学校卒業まで拡大する。
8. 増設される児童相談所においては、一時保護所の十分なスペースの確保とともに、傷害や虐待の相談・支援に必要な専門スタッフの配置など人的体制を強化する。
9. 地域子育て支援センターを拡充するとともに、財政支援・体制の強化をはかる。
10. 児童相談所や区役所、保健所、児童館、保育園などの子育て相談機能を強め、たがいの連携を強化する。
11. 子育てサークルなど市民の自主的な子育て活動について、活動場所の保障などの支援を強化する。
12. 児童館は、地域の児童健全育成および子育て支援の拠点となるよう、体制の強化や施設の改善をはかる。中学生、高校生の居場所になるような工夫と開設時間の延長をはかる。支所管内に建設する。
13. のびのび子育てサポート事業の利用料金を引き下げる。とくに負担が重い長時間利用時の減額制度を設ける。
14. DV対策基本計画を策定する。配偶者暴力相談支援センターとして、一時保育所の確保増設および外国人被害者のための通訳体制を確保する。母子生活支援施設の改善と受け入れ枠の拡大をすすめる。
15. ひとり親家庭手当を増額するとともに、支給期間を伸ばす。就労支援策をさらに実効性のあるものに拡充する。
16. 地域療育センターは、地域のニーズに対応できるように機能を増やし、十分な職員配置をする。新基本計画の地域療育センター5カ所建設に向けて、東部方面に早急につくる。
17. 地域療育センターなどの通園施設での一割負担の軽減措置を充実させるとともに、食費を無料にする。保育園と同じように、第2子・第3子の減免を実施する。

18. 学童保育の児童デイ障害児の放課後対策を充実させる。
19. 老朽化している知的障害児施設「あけぼの学園」の改築に向けて、利用者、市民、職員の意見を反映させた計画をつくる。直営を守る。
20. プレーパークへの助成を行うとともに市として増設をすすめる。

【学童保育】

21. トワイライトスクール事業と留守家庭児童健全育成事業のあり方を含む「名古屋版放課後子どもプラン」の策定にあたっては、両事業の関係者からの意見をしっかりと聞き、施策に生かす仕組みをつくる。機能の異なる両事業の機械的な一本化は行わない。
22. 「留守家庭児童の健全育成のための学童保育所設置条例」（仮称）を制定し、市の責任で1カ所以上の設置をすすめるとともに、指導員の身分保障や施設の最低基準などを定めるなど、運営に必要な水準を公的に保障する。
23. 学童保育に対する補助金を大幅に増額する。指導員は常時複数体制の配置にし、研修制度を確立する。定員10人に満たない学童保育所への特別の支援対策をとる。
24. 学童保育を推進するため、空き教室などの公共施設の利用、公有地の貸与を含む用地の確保をすすめる。また、開所時間は午後6時までを基本とし、土曜日の午前も実施する。4年生以上も対象児童にする。老朽化した施設の建て替えを速やかに進める。

【保 育】

25. 公立保育園の民営化はおこなわない。民営化をすすめる「名古屋市保育のあり方指針」を撤回する。
26. 公的保育制度をくずす「認定子ども園」は整備しない。
27. 保育所の耐震補強を速やかにすすめる。
28. 保育料を引き下げる。第2子減額の拡充をすすめ、B階層の保育料を無料に戻す。
29. 待機児童の多い地域では保育所の新設や増設をはかり、待機児童を早急に解消する。定員超過入所にあたっては、施設改善など条件整備をはかる。また、産休明け・育休明け入所予約事業の実施園を増やす。
30. 病児・病後児保育、休日保育、延長保育および一時保育の実施保育所を公立保育所を含めて拡大する。
31. 年末・年始保育を実施する。
32. 障害児保育を充実し、必要に応じて受け入れる体制を早急に整える。入所は3歳未満でも「必要な子どもは入所させる」と改める。障害を理由にした保育時間の制限はしない。
33. 公立保育所の給食調理職員の嘱託化を拡大せず、外部委託はしない。
34. アトピー性皮膚炎など食物アレルギーの保育園児に対し、除去食や代替給食が提供できるよう予算と体制を確立する。
35. 老朽化した施設の改善やクーラーの設置など、快適な保育環境を整備する。
36. 保育所入所児童の親が育児休業を取得した場合も、引き続き入所できるようにする。また、

その場合の保育料を軽減する。

37. 民間福祉施設運営費補給金（公私間格差是正制度）を堅持する。民間保育所や病院内保育施設への補助金を削減せず増額する。
38. 託児室（無認可保育所）への補助金を当面、家庭保育室並みに増額する。
39. ベビーホテルなどの無認可施設の職員配置、保育・給食内容などの実態を調査し、適切な指導をする。

【青少年】

40. 「青少年交流プラザ」は、社会教育施設である「青年の家」を継承・発展させるものとして、運営審議会の設置など、青年の自主的な活動を保障する。青年団体の使用料は無料にする。
41. 地域での青少年の居場所づくりや利用しやすい公共施設の整備をする。
42. 青少年の就労支援事業は、ニートなどへのカウンセリングなどとともに、労働法など働く権利の学習や、企業への働きかけなど総合的にすすめる。

<住宅都市局>

【国への要望】

1. 鉄道連続立体交差事業について、①名鉄名古屋本線のうち市域部分、②名鉄瀬戸線矢田駅以上の市域部分、③近鉄名古屋線庄内川～新川を促進する。
2. 公営住宅の一般世帯（原則階層）の入居収入基準を大幅に緩和する。
3. 被災者生活再建支援法を抜本的に改正し、生活・生業再建支援金の増額、支給基準の緩和、住宅・店舗・営業用資産の再建のための支援金の創設などを行う。

【都市問題】

4. 「名古屋新世紀計画 2010」とあわせて策定された「マスタープラン」について、第二東名・名神高速道路やリニア中央新幹線計画や「ささしまライブ 24 地区」計画ほか再開発計画など、抜本的に見直す。
5. 宅地開発指導条例を制定して、開発計画の事前公開で地域住民の意向が反映されるようにし、ミニ開発の規制、都市施設整備への適切な負担金制度と土地の提供、雨水流出抑制策の実施などを義務づける。
6. 都市計画道路のうち長期未整備については、市民の声を聞きながら見直しをすすめる。高田町線は計画を廃止する。
7. 用途地域の見直しにあたっては、区ごとに住民の意見を聞く会を開催し、住民の意向や要望を最大限尊重し、安易な規制緩和は行わない。
8. 区画整理事業にあたっては、居住者・地権者の理解と納得のもとにすすめる。
9. 市街地再開発事業は、市民、居住者の生活環境改善に利することを目的に進めること。
10. 都市再生緊急整備事業は、規制緩和によって超高層ビル建設に拍車をかけ、オフィスビルの供給過剰をもたらし、ヒートアイランド現象を増幅させるなど環境破壊にもつながるため、都市再生緊急整備地域の指定を返上する。
11. 優良建築物等整備事業の葵 1 丁目ビル(ヤマザキマザック)については、大企業が中心となってオフィス棟などを建設するものであり、抜本的に見直し、助成を行わない。
12. 錦三丁目 25 番街区（栄小公園など）を中心とした栄交流コアの整備については、市民参加のもとで、再開発の是非、整備方針、整備内容など民主的に計画を策定する。
13. 太閤地区の都市計画道路椿町線は、あくまで住民の理解と納得を得ること。
14. パークアンドライドの効果的実施をすすめ、都心市街地への車乗入れを減らす実効性ある対策を促進する。
15. 名古屋都市高速道路は、大気汚染・騒音・振動・低周波公害など、「現況非悪化」の原則に立って、抜本的な環境向上策を具体化し実施する。
16. 都市高速道路・南部区間の延長は、事業評価制度を導入し見直す。特に南部区間の熱田区六番町の新幹線交差部、尾頭橋鉄道橋及び六番町ランプウェイ、木場町ランプウェイについて

は、新たな騒音問題が生じる恐れがある。また、地元還元施設への助成実施にあたっては、沿道住民・団体の意見・要望を反映させる。

17. 名古屋環状2号線の東南部については、環境アセスメントの環境保全目標値を満たすようトンネルなど騒音、大気汚染対策に万全を講ずること。また現況調査を行うこと。西南部については、環境庁長官の要請に基づく追加調査を実施し、環境保全目標を守るようにする。
18. “広小路ルネサンス”については市民合意のないまま進めない。
19. 準工業地区における大規模集客施設にかかる規制は、条例施行前であっても同様に扱い、開発者へ指導し協力を求めること。

【名古屋港】

20. 過大な投資となる恐れが強い大水深バースのこれ以上の建設は行わない。
21. 防潮堤、防潮扉などの耐震診断、耐震補強を急ぐなど、地震・津波対策を強化する。
22. 名古屋港を軍事利用しない。寄港を希望する外国軍艦には非核証明を求める。

【住宅問題】

23. 東海・東南海地震に備え、特定建築物の審査、検査体制を充実し、既存建築物のタイル・看板などの落下事故防止をはかるために防災対策の推進、防災事前指導を充実する。
24. 民間木造住宅の無料耐震診断と耐震改修の促進のために、防災安心まちづくり事業との連携強化による住民意識の向上をはかるとともに、安くて効果的な耐震工法の確立と普及、耐震改修助成金の引き上げを行う。
25. 地震対策としての家具等の転倒防止については、市民への周知を徹底させるとともに、特に高齢者・障害者世帯での促進のために助成などを制度化する。
26. 建築協定等制度の周知に努める。
27. 多発する建築紛争を防止するために「名古屋市中高層建築物の建築にかかる紛争の予防及び調整等に関する条例」を改正し、良好な居住環境が守られるなど住民の利益にかなうようにする。特に保育園など教育施設へ日照を確保するために、地区計画の策定など実効性のある方策を講ずる。
28. 健康で文化的な住生活を市民の基本権として保障するため、2003年の名古屋市住宅対策審議会答申にもとづいて、最低居住水準未滿の住宅解消を早急に図り、市営住宅の建設、家賃補助を含めた内容の「名古屋市住宅基本条例」を制定する。
29. 都心部における小規模な公営住宅の供給や公団住宅（都市再生機構賃貸住宅）の建て替え時における公営住宅の併設を促進する。
30. 新婚世帯や学生・勤労単身青年にたいする民間賃貸住宅の家賃補助制度をつくる。
31. 市営住宅の建て替えにあたって、高齢者世帯などは従前の家賃に据え置き、その他の入居者の傾斜家賃期間を5年から旧建設省の通達通り7年以上に延長する。
32. 市営住宅の家賃値上げは行わない。
33. 市営住宅の計画修繕の遅れが目立つ耐火住宅の外装、屋根の防水、屋内給水管の取替や流し

台などの改修については、維持管理費だけでまかなうのではなく、特別に予算を組み、実施する。また、この修繕は地元業者に発注する。

34. トータルリモデル事業を実施し、居住者の声を取り入れ、古い市営住宅の有効活用を図る。
35. 階段室型住棟の市営住宅へのエレベーター設置について居住者の合意を得ながらすすめる。
36. 名古屋市住宅供給公社は分譲住宅だけでなく需要が高い公社賃貸住宅を建設する。
37. 既成市街地のコミュニティを維持し、安心して住みつづけられるようにするために、都市防災不燃化促進事業の対象の拡大やPRに努める。
38. 民間マンションの大規模修繕や建て替えにあたっては、公的助成策を新設する。
39. 分譲マンションの耐震度の評価について、建築関係書類の公開と専門家によるチェックという「分譲マンション・パブリックレポート制度」を創設する。
40. 傾斜地における地下室マンションの建設を規制する。
41. 建築確認・検査業務については、基本的には地方自治体が行うとともに、民間確認検査機関の検査を第三者機関が再度チェックする体制を整備するよう建築基準法の改正を国に求める。また、名古屋市の建築確認体制を強化する。
42. 中小建築物の建築確認については、法の主旨にのっとり柔軟な対応をすること。

＜緑政土木局＞

【河川・道路】

1. 新たに市管理となった治水上重要な堀川、新堀川、および山崎川については、十分な管理体制をつくり、総合的な治水対策の立場で改修・整備をすすめる。
2. 新川流域の治水対策において、無秩序な市街化が問題である。河川改修、堤防改修のみならず、農地の保水力を意識し、農業政策の市街化との整合性をとった施策を進める。
3. 民間施設の雨水貯留施設の設置を義務付ける。また、各家庭での雨水タンクなど雨水流出抑制に助成制度を設ける。
4. 公園など公共用地からの雨水の流出抑制をはかる。また、内水害対策上必要な水田については、遊水機能が守られるよう助成策を創設する。
5. 水路・ため池・農業用水路の計画的な改修・しゅんせつを促進し、安易な縮小や埋め立てを行わない。
6. ため池や河川の堤防について、地盤沈下防止や耐震性向上などを推進する。
7. 急傾斜地崩壊危険区域やがけ崩れ注意箇所における対策工事を推進するとともに、住民への周知徹底をはかる。

【自転車】

8. 自転車は、21世紀の環境の時代にふさわしい乗り物であり利用促進するものとして位置づけ、公共交通機関との接続にふさわしい駐輪場、利用促進策にすすめる。
9. 有料の市営自転車駐車場は無料にし、「有料5カ年計画」を白紙撤回する。
10. 無料自転車駐車場を増やし、公共交通機関との連絡をスムーズにする。また、駐車場に整理員を配置し、通行・安全の確保に努める。
11. 人車分離の道路網づくり、自転車専用レーンの拡充、交通安全施設の整備を強める。また、生活道路の維持管理に必要な予算を配分し、安全な道路を市民に提供する。

【道路】

12. 商店・事業所などの屋外看板などについて道路占用料の減免を拡充する。
13. 弥富相生山線については、環境の保全に十分配慮し、緑地周辺地区への通過車両の進入問題は、「コミュニティ・ゾーン形成事業」などの対策を講じて解決をはかる。
14. 池内猪高線については、環境悪化を心配する声などに真摯に答え、建設を一時凍結する。

【農政・緑地】

15. 緑被率30%を達成するために、都市緑地法や緑のまちづくり条例に定める特別緑地保全地区や緑地保全地域、保存樹や保存樹林などの指定を行うとともに、公共施設や工場跡地などを

含め積極的に自然環境を守る。また、緑化地域の指定や緑のまちづくり条例の改正等により緑の確保をすすめる。

16. 工場・事業所、公共施設の緑化を重視し、屋上緑化や壁面緑化についての助成制度を拡充する。
17. 学校、コミュニティセンター、市営住宅など公共施設は、緑化のために費用の上乗せ制度を確立し、公共施設を緑化の拠点、修景の中心施設にする。
18. ホテルや自然環境を守る市民のとりくみに対して強力な支援を行う。
19. 堀川の浄化をすすめ、水辺の緑化、水辺の建築物の改良などを長期的、計画的に実施し、水辺美をいかす。
20. 都市農業は安全な食べ物づくり、緑の確保、保水能力保全など総合的な視点からすすめる。また、市内特産物の生産を奨励し、地産地消をすすめる。
21. 生産緑地における農業生産性の向上や営農環境の改善のために、融資制度を充実し、価格補償制度をいっそう拡充する。
22. 有機栽培を奨励し、助成制度を確立する。
23. 農地の有効活用をはかるため、市民農園を積極的に配置する。
24. 防災公園をふやす整備計画を作成し、順次整備する。あわせて、街区公園の防災機能を充実する。
25. 東山動植物園再生プランなどの計画については、80周年にこだわることなく、市民の意見を十分に聞き時間をかけて検討し、できるだけ財政負担を少なくし整備する。
26. 長期未整備公園緑地については「みどりの審議会」の答申を活かし、市民の声を反映させた整備方針を策定する。
27. 防災の拠点としての機能を果たすよう各区の土木事務所を計画的に整備する。

＜教育委員会＞

1. 【国・県への要望】

2. 2分の1から3分の1に削減された義務教育国庫負担割合を元に戻す。
3. 改悪教育基本法に基づく教育への国家介入に反対し、憲法の原理に立脚した教育をすすめる。
4. 教育をゆがめる全国いっせい学力テストの継続的な実施をしない。
5. 就学援助への国庫負担金制度を復活し抜本的に継続するとともに無償の奨学金制度を創設する。
6. 学校給食について米飯給食の国庫補助を復活し、牛乳の補助を継続する。
7. 30人学級を早期実現するとともに、市独自の30人学級に対して、財政支援をする。
8. 県立高校の統廃合をやめる。
9. 高校入試の複合選抜制度を廃止するとともに、高校進学希望者全員が入学できるようにする。
10. 教員の本務欠員に対して正規教員を配置する。小規模中学校などへの教員加配を拡充する。
11. 小・中の障害児学級について、児童・生徒一人でも開設できるようにし、障害児教育を拡充する。

【憲法に基づく教育の実施】

12. 全国いっせい学力テストへの参加をとりやめる。少なくとも過剰な競争をあおることになる結果の公表はせず、あわせて小6の名前記入方式を中3と同様の番号方式に改める。
13. 「日の丸」「君が代」については、学校、児童、生徒への一方的押しつけは行わない。
14. 教育委員会開催にあたっては、1週間以上前に会議日程と議題を公表し、夜間開催など市民の傍聴を保障する。
15. 通知表は、児童生徒の学習到達度を正しくあらわし、学習を励ます教育評価方法に改善し、各学校の教員が協議して決定できるようにする。
16. 小規模校の拙速な統廃合はやめ、小規模校のよい面を生かす。
17. 高等学校入学準備金の予算を増額し対象者を拡大する。
18. 就学援助の対象となる所得基準を緩和するとともに、区役所でも申請を受け付ける。

【学校教育の充実】

19. 標準運営費や光熱水費の削減をやめ、現場の必要に応じて増額する。
20. 市独自に実施している30人学級は、順次、全学年に拡大する。
21. いじめ、不登校、虐待などのシグナルを見逃さず、対応するためにも教職員を増員する。また、スクールカウンセラーの専用電話を確保することなど、より相談しやすい工夫をするとともに臨床心理士やスクールソーシャルワーカーなどの専門職も必要に応じて配置する。
22. 児童・生徒の問題行動について、数値目標化や、教師の体罰・厳罰化や警察との連携強化ではなく、学校・地域の教育力を高めるために教師やPTAの研修などの対策を進める。

23. 外国人児童生徒の不就学をなくすために継続的に実態調査を行う。学習協力員の体制を拡充するとともに、教員の語学研修や語学のできる教員の積極的な採用をはかる。ブラジル人学校等との連携をはかる。

【安全で快適な校舎などの整備】

24. 学校内の児童・生徒の安全確保のためにも目配りができるように教職員を増員する。
25. 学校の全教室に冷房を設置する計画を策定し、「学校環境衛生の基準」を全ての教室でクリアできるよう整備をすすめる。
26. 洋式トイレの設置を増やす。
27. アトピー対策としても有効な温水シャワーを早急に全校に設置する。
28. 校舎の補強については、残された耐震診断「評価Ⅱ-1」を計画的にすすめる。
29. 遅れている学校施設の大規模改修を早期に行う。
30. シックハウス症候群など校舎等の化学物質に起因する健康問題(シックスクール問題)について、定期的に検査を行い、基準値を超えた結果が出たときは原因の除去など必要な対策をすすめる。また、化学物質過敏症児童生徒への対応をする。
31. 小・中学校に事務室、作業室、休憩室を設置する。当面、事務スペースを確保する。

【学校給食の充実】

32. 自校方式を堅持し、学校給食は、民間委託しない。栄養士を早急に文部科学省基準まで増員するとともに、調理員も必要に応じて増員する。また、父母・教師や調理員などの意見を取り入れるなど、学校教育の一環として安全で豊かな給食をめざす。
33. 食材の一括購入と統一献立をやめ、学校ごとの食材の購入、献立をめざす。当面、中学校ブロックごとの購入、献立とする。
34. 学校給食に産直野菜や地元産の銘柄米を取り入れる。
35. 学校給食に安全性が危惧されている食品等を使わない。
36. 利用率が低下している中学校スクールランチは、生徒・父母・教師の声を生かしランチルームの拡大等の改善をはかる。食材の安全性を業者任せにせず市としてもチェックする。

【高校教育の充実】

37. 私立高校生への授業料補助を増額する。
38. 夜間を含む定時制高校を拡充する。
39. 授業料補助制度の対象を拡大する。
40. 教室へ父母負担なしでクーラーを設置する。

【幼稚園教育の充実】

41. 市立幼稚園の廃園はしない。
42. 市立幼稚園へ3歳児学級の新設をすすめる。
43. 私立幼稚園への就園奨励費・授業料補助を増額し、適用条件を拡大する。
44. 市立幼稚園施設の耐震診断の結果に基づき、危険な施設を早急に補強する。

【特別支援教育】

45. 市立養護学校は、希望するすべての障害児が入学できるように、重複障害児の受入れや高等部の定員増をはかり、教師を増やす。また、高等部については独立させる。
46. 市内に肢体障害養護学校を新たに建設する。
47. リフト付など障害児の実態にあった構造のスクールバスを導入し、介助者を増員し配置するとともに、保険料は公費負担とする。
48. 市立養護学校の消耗品費や光熱費など必要な需用費を確保する。
49. 障害児が一人でも特別支援学級を開設するなど特別支援学級を増やす。定員オーバーの場合、年度途中でも学級や教員を増やし対応する。また、障害児学級のある小・中学校の施設整備をすすめるとともに、必要に応じ介助アシスタントの派遣を充実する。
50. 「同性介助」の原則から障害児学級は男性・女性の複数担任にする。
51. LD、ADHD、高機能自閉症など「軽度発達障害」の対象児童生徒に対し、教員の加配などの支援体制を強化する。

【教職員の専門性の向上と労働条件の改善】

52. 教員の多忙化・長時間労働の解消のために、まず、勤務実態調査を行う。
53. 教員評価制度については、取り入れない。
54. 本務欠員補充教員をなくし、正規教員を配置する。また、長期病休・研修などでの年休取得に際しては、欠員が生じた場合、ただちに臨時教員を配置し、児童・生徒への授業がおろそかにならないようにする。
55. 臨時教員の任用にあたっては、同一校で引き続き代わりの教員が必要な場合は継続できるようにする。
56. 産休・育休などの臨時教員や療養・研修などへの非常勤講師の賃金、年休、交通費、事務引き継ぎ期間の保障などの労働条件を正規職員と同水準に向上させる。また、職員会議・行事などへの参加を保障する。
57. 小規模校への教員加配を行い、中学校での臨時教科免許（免許外）の授業をなくす。
58. 教員採用試験について、情報公開をし、受験年齢制限を撤廃するとともに、臨時教員としての経験を正当に評価するなど改善を図る。
59. 全校に専任の司書教諭または図書館職員（司書）を配置する。当面、市独自に図書館専任職員を配置し、図書室を充実するとともに「学校図書館図書標準」を全学校でクリアするように蔵書を増やす。
60. 事務職員のセンター化はせず、学級規模数に応じて増員をはかる。

【社会教育の充実】

61. 社会教育施設は、施設ごとに運営審議会を設置するなど住民参加の運営を強める。
62. 教育館（名古屋市教育センター分館）の建て替えにあたっては、現在の教育館機能を備え、あわせて、夜間も利用できる都心型図書館を作るなど市民参加をすすめる。

63. トワイライトスクールについては、学童保育所とは機能の異なる事業であり、放課後の多様な過ごし方の一つの間として必要な整備を行う。学校生活から切りかえて自分らしさが発揮でき楽しく活動できる雰囲気づくりを行うのにふさわしい職員を配置する。
64. すべての社会教育施設において、利用者、団体のプライバシーの保護に留意する。
65. 旧亀島・旧本陣小学校の跡地は、住民合意のもとで、市民が利用できる公共施設として活用する。
66. 生涯学習センターや図書館の駐車場を無料に戻す。
67. 各区の図書館ごとに運営協議会をつくり、市民参加で運営をすすめる。
68. 市立美術館・博物館に指定管理者制度の導入はしない。
69. 身体障害者スポーツセンターを西部方面にも増設する。既存のスポーツセンターの温水プールなど、バリアフリー化する。
70. 市営プールを廃止しない。
71. 志段味地区の埋蔵文化財、民俗文化財を保存・展示できる民俗・古墳資料館を「歴史の里」予定地に建設する。貴重な史跡である白鳥塚古墳などの公有化をすすめる。
72. 有松、白壁、四間道、中小田井などの歴史的町並みの保存や歴史的価値の高い山車・からくり人形の修理、保存をすすめる。
73. 戦争遺跡(物)を保存し、市民にわかりやすくするための解説板を設置するとともにガイドブックを作成する。

<消防局>

1. 消防力については、「消防力の整備指針」に基づく市の基準を早急に満たすために、消防職員の増員をはかる。
2. 消防職員の団結権を認め、自主的民主的労働組合ができるように法改正を国に働きかける。
3. 飲食店や不特定多数の客が集まる小規模雑居ビルに対する立ち入り検査を1年に1回は実施し、改善を徹底させる。
4. 東海地震、東南海地震及び南海地震などの災害に備え、市民参加で学区ごとの総合防災マニュアルを策定する。その際に災害時要援護者の避難態勢についても特別の手だてをとる。
5. 自主防災会の機能が発揮できるようにするための研修会を充実する。
6. 耐震性防火水槽は、東京都並みに250mメッシュに1カ所をめざして整備をすすめる。
7. 防災情報の伝達方法として本市独自のFM放送も視野にいれ検討する。
8. 防災情報を提供する電話番号を設定する。
9. 新たな地下街建設を規制する方針を堅持し、名駅地下街をはじめすべての地下街について、直下型大地震を含む防災計画を充実する。特に、定期的な防災訓練を指導する。
10. 救助隊・救急隊・消防隊の勤務体制は機能的に活動しやすくするために現行の2部制から増員し、3部制の導入を計画的に行うなど、警防体制をいっそう強化する。
11. 特定屋外タンクの耐震改修を急ぎ、コンビナートなどの安全体制を充実させる。
12. 災害時の他都市などからの受援計画を作成するとともに、相互応援の訓練を実施する。
13. 「名古屋市国民保護計画」を発動しないととも、自主防災会の活動は、防災に限ることとし、有事体制に組み込まない。
14. 女性消防職員の仮眠室、更衣室、便所など男女雇用機会均等法の趣旨にふさわしく整備する。

＜上下水道局＞

1. 上下水道事業は、廉価・安全でおいしい水の供給と環境の保全、雨水対策に万全な公営事業として持続・発展させる。
2. 緊急雨水整備計画や雨水整備基本計画を早期に完成させるとともに、低地や浸水しやすい地域の局地的浸水をなくすための必要な対策をすすめる。
3. 民間施設や各家庭での雨水タンクなどの貯留施設および浸透枘の設置へ補助制度を設ける。
4. 下水処理場については、悪臭防止法や本市の悪臭指導基準が守られるよう土壌脱臭など悪臭防止対策を充実させる。
5. 事業所・工場から下水道への排水基準が守られるように点検・監視を強め、違反した事業所・工場の公表と罰則の適用を厳格に行う。
6. 水道・工業用水道ともに、依然として過大な水需要計画を抜本的に見直し、木曾川水系連絡導水路事業から撤退する。
7. 木曾川水系の水利権調整機能を有する組織を関係機関とともに設置する。
8. 水質保全をするために長良川河口堰を開放する。
9. 水資源の有効活用と渇水時の対策として、雨水利用の施設を拡大し、節水コマの普及など多様な節水施策を実施する。
10. 個人敷地内の鉛管布設替えをすすめるために、補助金の新設と啓発につとめる。
11. 集合住宅等の受水槽の管理は、上下水道局が居住者、健康福祉局などと連携して指導をはかるとともに、中高層直結給水を関係者に積極的にPRし普及し、補助制度を確立する。
12. 市民生活用の水道布設工事負担金は、全額市の負担とする。
13. 安全な水を確保するために木曾川水系での産業廃棄物処理場建設に反対する。
14. 下水道整備地域での本管取付工事費は、全額市の負担とする。
15. ディスポーザー(生ごみを破砕して下水へ流す機器)の使用自粛及び適切な管理が行われるよう規制する。
16. 市街化調整区域内の汚水処理について、環境への負荷及び財政負担を考慮し、公共下水道や特定環境保全公共下水道事業及び合併浄化槽など、最も適切な方法で整備する。
17. 下水処理場での高度処理を計画的に推進し、河川や伊勢湾の浄化を推進する。
18. 汚水処理計画を水使用量に合ったものに見直し、平田処理場計画を再検討し、空見スラッジセンターは過大施設とならないようにする。
19. 営業所は各区の住民窓口として、相談機能を強化する。また防災拠点として、応急給水設備や簡易トイレを備える。
20. 工業用水道事業は、経営見直しを含め、抜本的に検証する。
21. 水道料金未納の生活困窮家庭について、納付相談をきめ細かく行い安易な給水停止はしない。

＜交通局＞

1. 市民の交通権確保という視点で公共公営交通としての使命をつらぬく。特に、市営交通の有利さを生かし、市のまちづくり行政と連携して交通政策を進める。
2. 市営交通事業経営改革計画に基づく職員の削減や賃金カットによる人件費削減は行わない。また営業所のバスの管理委託は行わない。
3. 市バスの再編で不便になった地域の路線見直しを始め、弱者の立場にたった路線の確保に努める。
4. 地域巡回バスの運行回数・路線を増やすとともに、営業時間の延長を検討する。ワンコイン（100円）バスの試験導入をする。
5. 地域巡回バスや市民生活の足を確保するために運行している路線の一般会計からの運営費補助など必要な補助金を拡充する。
6. 各種乗車割引制度を一層充実させる。
7. バス停施設整備を拡充する。
8. 市周辺部のバス停付近に、無料の自転車駐車を設置する。
9. ノンステップバス導入計画を繰り上げ、全車両をノンステップバスに切り替える。
10. 低公害車導入を計画的にすすめる。
11. 市バス乗務員は正規採用とし、超過勤務を前提とする勤務体制をやめることにより職員の健康と安全運転を保障する。
12. 既設の営業線地下鉄駅には、障害者・高齢者・病人など交通弱者の乗降のためにエレベーター、エスカレーターを各駅に早急に設置する。特に、交通弱者の介助に専任のサービス介助士を配置し、必要経費は、一般会計から補助する。
13. ホームからの転落などの事故防止のために、ホームドアやホーム可動柵などを設置する。
14. 聴覚障害者などのために地下鉄車内の見やすい場所に案内表示器を増設する。
15. 乗客の安全・サービスをはかるためにホーム要員を確保する。
16. 莫大な建設費を要する地下鉄は、桜通線（野並～徳重）の延長にとどめる。
17. 安全教育と接客マナーの教育を徹底し、万一事故をおこした場合について、不誠実な対応が多く見受けられるので、改善する。

区別要求

<千種区>

【防災】

1. 千種学区の環状線東側地域に公園をつくり、耐震性防火水槽の設置をすすめる。

【まちづくり】

2. 宮根学区にコミュニティセンターを設置する。
3. 区内で、往来の著しい場所（千種駅・今池・池下・本山・星ヶ丘等周辺）を路上禁煙地区に指定する。
4. 覚王山周辺の景観を壊さないよう、再開発を規制する。

【住宅】

5. エレベーターのない市営住宅の階段は、高齢者対策として階段の両側に手すりを設ける。

【教育】

6. 振甫プールを廃止しない。
7. 千種図書館を改築する。その際、バリアフリー化をはかることはもとより市民の要望に沿い特色のある図書館をめざし、市民参加ですすめる。

【保育】

8. 千種台保育園の移転改築は、公立で行なう。

【高齢者福祉】

9. 老朽化した都福祉会館を建替え、バリアフリー化を図る。トイレは男女別にする。

【交通】

10. 地下鉄自由ヶ丘発の千種巡回バス路線を増発し、少なくとも1時間に2本以上を走らせる。また、運行時間を午前8時台から午後5時台まで広げる。運行距離を短くし、系統を増やす。（南系統と北系統に分けるなど）。
11. 地下鉄駅の出入り口を茶屋ヶ坂駅の出来町通南側と池下駅の区役所側に増やす。

【道路】

12. 今池や本山、覚王山など歩道上の放置自転車対策に努める。
13. 地下鉄茶屋ヶ坂駅の駐輪場を交通局用地の活用も含め増設する。
14. 池内猪高線の建設について、住民合意が図られるまで工事を凍結する。
15. 香流川緑道の水はけを改善する。

【交通安全】

16. 青柳交差点から西北方面への一方通行の道が危険なため、安全対策をすすめる。
17. 猪子石西原交差点と下坪交差点の間（新西二丁目）に、東西横断用の信号機を設置する。
18. 市郵学園テニスコート南側の横断歩道に、歩行者用信号機を設置する。
19. 楠元町バス停北の五差路に信号機を設置する。

20. 千種公園南西にある歩行者用信号機の待ち時間を短くする。
21. 環状線内山交差点の西側に南北の横断歩道と自転車用通路を設ける。
22. 星ヶ丘交差点南側に東西の横断歩道を設ける。(自転車専用道路を渡る歩行者がいて危険)

【市立病院】

23. 東市民病院で今年、閉鎖された内科病棟を早期に再開する。
24. 東市民病院の院内保育について、企業委託化はしない。

<東区>

1. 矢田・砂田橋地域に、住民票や印鑑証明などを発行する住民サービスセンターを設置する。
2. 矢田地域の豪雨による排水対策を抜本的に強化する。
3. 地下鉄大曾根駅からJR大曾根駅に通ずる階段(ゆとりーとライン側)にエスカレーターを設置する。
4. 東区の地域巡回バスの本数について1時間に1本しかないので増やす。
5. コミュニティ道路に買い物帰りの高齢者が、ちょっと休憩できる腰掛けなどを設置する。
6. 各学区のコミュニティセンターを利用しやすいように、運営体制を民主的に改善する。
7. 商店街における違法駐車は、事故の原因や歩行者の通行の妨げになっている。規制の強化に頼らず、駐車場の設置など改善の話し合いを商店街と進める。
8. 図書館の蔵書数を増やす。とりわけ高齢者向けの資料を充実させる。
9. 地下鉄駅に無料自転車置き場を増やす。
10. 学校として自転車教育をする。

<北区>

【子育て、教育】

1. 市立杉村幼稚園は廃園せず存続させる。
2. 児童館・生涯学習センターで、子育て支援センターとしての保育が行えるようにする。
3. 障害児がいる普通学級に介助員をつける。
4. 子育て教室、赤ちゃん教室への会場費等の補助金を新設する。
5. 河川敷などに青少年のためのスケボー広場を設置する。
6. 青少年交流プラザが中高生の居場所となるように工夫する。

【医療、介護、福祉】

7. 「クオリティライフ21城北構想」の病院計画で、救急体制を充実する。
8. 北区における介護サービスの状況や介護施設の状況・待機状況を公開する。
9. 老朽化した上飯田福祉会館を建て替える。

10. 城北病院が移転した後の土地の活用を市民合意で進める。
11. 火災で焼け出された方に提供する市営住宅にも、風呂など生活の出来る設備をつける。
12. 高齢者が安心して利用できる銭湯を存続させるように助成する

【街づくり、交通】

13. 上飯田連絡線の上飯田～味鋤間は、敬老パスなど福祉乗車券の対象とする。
14. 市バスの再編成による減車をもとに戻し、運行を1時間2本以上にする。
15. 上飯田バスターミナルにバス待ち用のベンチを増やす。
16. 上飯田第2公団北の堤防に押しボタン式信号をつける。
17. 上飯田第2公団の南東交差点の交通量が多いので信号をつける。
18. 名濃道路の環境対策をはかり、環境基準・環境保全目標値を守る対策を取る。
19. 公害の恐れのある産廃焼却施設・名成産業に対して、被害が区民に及ばない対策を取らせる。
20. 瑠璃光橋の信号をスクランブル方式にし、安全にする。
21. 黒川駅などに無料自転車駐輪場を設置する。
22. 市営住宅の高齢者単身枠を増やす。
23. 東滋賀荘など老朽化した市営住宅を修繕・建て替える。

【中小企業】

24. 中小商工業者のための相談窓口を区役所に常設し、制度融資の申込用紙を窓口常備する。

【災害に強い街】

25. 安心して過ごせるようにするために、災害情報を市民に速やかに知らせる。
26. 地震や豪雨のような災害時に、市職員が災害弱者に対して迅速に対応できるようにする。

<西区>

【教育・子育ての環境づくりや、社会教育について】

1. 山田図書館は利用者が多く大変喜ばれている。貸し出し中の本が多く、希望の本がなかなか借りられないので、蔵書を増やす。
2. 山田保育園は公立のまま建て替える。
3. 藤の宮保育園の正面前の段差を解消する。
4. 子育て支援センターの会場となっている西児童館の体育館に冷房装置をつける。
5. 山田地域は若い世代が急速に増えており、子育て対策をすすめる。
 - ① 保育園・幼稚園の増設をする。
 - ② 常設の「子育て支援総合センター」（仮称）を設置し、一時保育や病児・病後児保育など多様化する子育て要求にも応えるとともに、自主的な子育てサークルが利用できるような施設にする。
 - ③ 児童生徒の増加に伴う小中学校への対策を早急に進める。具体的には山田小、山田中の分離

新設をすすめる。

④ 児童館を設置する。

6. 公園やどんぐり広場の遊具や砂場は、安全性の確認をし、整備をする。
7. 南押切学区、稲生学区にコミュニティセンターを設置する。

【市営住宅について】

8. 西区は特に市営住宅が少ないので増設をすすめる。西区役所の移転新築計画に伴い、現在の区役所の跡地に市営住宅を建設する。
9. 市営平田荘と、比良荘の建て替えにあたっては、現在住んでいる住民の意見をよく聞いて、理解と納得の上で進める。また、デイサービスセンターなど福祉施設を併設する。

【安全・安心の街づくりを】

10. 要請限度を超えている国道22号線の西区児玉三丁目の騒音対策を抜本的に強める。
11. 都市高速道路については、騒音、振動、低周波、大気汚染、耐震性、電波障害について調査を行い、住民に被害を与えないようにする。
12. 旧山田工場は市民利用施設として開放する。
13. 東芝愛知工場名古屋分工場跡地の地下水汚染浄化の進捗状況を定期的に公表する。また、浄化が完了するまで土地利用をしないこと。
14. 東芝跡地、現独立行政法人都市再生機構所有地の利用については、計画段階から周辺住民の希望や意見を聞き、周辺と調和のとれたものにする。
15. 東芝跡地東地区に暫定利用されている住宅展示場や、西地区の「ヨシズヤ」がオープンしたことに伴い、人や車の通行量が多い。交通事故などが起こらないように地域住民の安全に万全の措置を講じる。
16. 上名古屋二丁目、三丁目地域内の道路が冠水する。早急に原因調査をし、抜本的な対策を講じる。
17. 地下鉄沿線の市バスが削減され、困っている。元にもどす。名駅26系統(名駅～平田住宅)は、浄心を通るようにする。
18. 高齢者や障害者・児が安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりをすすめる。
 - ① 車の乗り入れなどにより、歩道に浮き石があるところが多く危険、調査し整備する。
 - ② 車歩道のアスファルトの破損箇所を調査し、修理する。
 - ③ 中小田井地域は障害者施設が多いので、歩道の段差や、点字ブロックなどバリアフリーに特に配慮したまちづくりをすすめる。
 - ④ すべての横断歩道に点字ブロックを整備する。

【災害対策について】

19. 激甚災害対策特別緊急事業終了後もひきつづき水害対策に取り組む。
20. 新川流域総合治水対策については50ミリ対応の達成を早急にはかる。
21. 雨水流出抑制策として一般家庭や、民間のビル、店舗、集合住宅などにも雨水貯留施設や浸透枳、透水性舗装の助成制度を設ける。
22. 東海・東南海地震にそなえ、特に、液状化が指摘されている西区においては、耐震施策を充実さ

せる。

23. 避難所は安全な場所に設ける。また、高齢者や障害者に対応できるよう、洋式トイレ、スロープ、エレベーターなどの設備を整える。
24. 高齢者、障害者など災害時要援護者の安否確認、避難所への誘導、避難生活への支援をはかる。
25. 避難所には、食糧（乾パンだけでなくご飯、流動食やミルクも）、水、毛布、タオル、紙おむつ、ナプキンなどの衛生用品など、備蓄物資を十分に整える。

【歴史と文化のまちづくりを】

26. 岩倉街道、清州街道、四間道など歴史的な町並み保存をする。
27. 名古屋友禅、扇子、凧、駄菓子など西区の伝統工芸や地場産業を守る。

【その他】

28. 非核平和都市宣言をし、「非核平和展」など区役所ロビーなどで開催できるようにする。
29. 西区内で生活しているホームレスの実態調査をし、自立支援策を講じる。

<中村区>

1. 介護を必要とするすべての人がサービスを利用できるように、中村区に施設・在宅サービスの基盤整備をすすめる。特に特別養護老人ホームの待機者を早急に解決する。
2. 中村スポーツセンターの温水プールの利用料を引き下げる。
3. コミュニティセンターを地域住民が公平に利用できるよう指導するとともに、談話室などを高齢者のサロンの場として開放する。また、高齢者の利用については使用料の軽減ができるよう指導する。
4. 中村文化小劇場の利用料を安くする。
5. 笹島交差点高架下など自転車置き場の清掃に努める。
6. 地下鉄名古屋駅構内の乗り換え案内をわかりやすくする。
7. 車椅子の障害者が通行しやすいよう JR名古屋駅太閤通口側の段差の解消や雨よけの屋根をつけるなどバリアフリーをすすめる。
8. 高齢化率が最も高い中村区で高齢者対策を強めるとともに、若者が住みやすい街をめざし、新婚家庭に対する家賃補助制度や子育て支援をおこなう。
9. ビジネス支援中心の「ささしまライブ24計画」は、税金のムダ遣いである。計画の内容から市民の声を聞き、見直しをおこなう。
10. 椿町線の延伸事業については、環境面や安全面、生活の利便性など様々な不安の声が起きている。住民の声や要望を聞くとともに住民の利益を損なわない対応をする。
11. 名古屋駅西の風俗街への規制と環境を整備する。
12. 市バス名古屋駅～横井町（名駅23号系統）の本数を増やす。朝の時間、中村公園に向かう幹栄2号、名駅24、中村14の本数を増やす。

13. ノンステップ低床バスをふやし、特に城西病院に停車するバスについては、高齢者や通院患者の乗り降りも多いので増両する。
14. 市立病院の縮小再編が計画されているが、城西病院は地域に根づき、区民の利用がたいへん多い総合病院である。縮小計画をやめ、地域住民の命綱としての役割を果たせるように、救急医療や災害時に備えていっそう充実させる。
15. 名古屋競輪（中村区中村町）開催日は、競輪場周辺にゴミが散乱するなど、マナーに反する行為を行う人たちがいる。周辺住民に迷惑をかけないように促すなど、必要な対策を講ずる。
16. 大型店の出店に際しては、交通量や環境面など近隣住民の生活環境が変化することをふまえ、住民への説明会を開くことや声を聞くことなど市が積極的におこなう。マックスバリュ太閤店の出店にともない、近隣の商店街の営業が脅かされている。実態調査を行うことや、公設市場の営業を支援する。
17. 廃屋や河川敷の車などの廃棄物は安全上の問題が大きい。放置せず、その処分など市が身乗り出しておこなう。
18. 六反・新明小学校の統合、笹島中学校との小中一貫教育については、学校関係者の声をしっかり聞くとともに、子どもの成長を第一にした、学校づくりをおこなう。小中一貫教育の実施については全国の経験から問題点をよくつかみ、慎重に検討すべきである。
19. 街路灯の数を増やす。
20. 八社学区に派出所をつくる。
21. 就労支援や収入が安定するまでの貸付など生活支援をおこない、ホームレス対策をおこなう。

<中区>

【お年よりが安心して暮らせる中区のまちを】

1. ひとり暮らしのお年よりや高齢者世帯にあたたかい、栄養のバランスのとれた無料の配食サービスを中区全域に拡大する。
2. 中保健所の立て替えの際に、特養ホームやデイサービスセンターを併設してつくるなど、待機者を解消できるよう増設する。

【安全で住みやすい中区のまちを】

3. 巡回バス・中区系統の本数を増やし、巡回バスは、区役所、病院、鶴舞図書館など公共施設をまわるようにする。
4. 歩道の段差をバリアフリーにする。
5. 街路灯を増設する。
6. 千早公園の遊具を新しくする。
7. 公園のトイレを安全・清潔にする。
8. 公園の周辺の廃車など粗大ゴミの対策をする。

9. ゴミの収集を午後9時にする。
10. 丸の内学区のコミュニティセンターを建設する。
11. 市営住宅の建て替え、増設で障害者、母子家庭の入居枠を増やす。
12. スポーツ施設、図書館の利用時間を延長する。
13. 市営新栄荘東と千種スーパーイオン北、JR高架下交差点に信号機を。
14. 区役所にマンション問題の相談窓口を設置する。
15. 名古屋市男女共同参画推進センターの利用料を下げる。
16. ホームレスの一時保護事業の拡充と医療や食料の提供、生活保護の適用をする。
17. ホームレスの就労支援や公的な就労事業を増やすなど自立支援策を強める。

【中小企業や商店の営業と暮らしを守る中区のまちを】

18. 中区役所に中小企業の相談窓口を設置する。

＜昭和区＞

1. 昭和区東部地域に昭和区の図書館を建設する。
2. 児童館の改築を早急に進める。
3. 高齢化の進んでいる昭和区西部に、特別養護老人ホームを建設する。
4. 昭和区の保育園で休日保育を実施する。
5. 保育園でのアレルギー食の体制を強化する。
6. 川名公園に文化施設、特別養護老人ホームなどを建設、震災時の避難施設として活用する。
7. 川名公園に球技ができるよう、ネットを設置する。
8. 川名公園の整備途中の空地に、子どもの遊べる広場を整備する。
9. 学童保育所の施設について耐震診断を実施し、耐震対策の全額助成を行う。
10. 学童保育の家賃補助について、昭和区の家賃の実態にあわせた額にする。土地についても借地料を実態にあった額にする。
11. 学童保育の用地・施設を確保するため、公有地を無償で貸与する。
12. 学童保育所内に警察への緊急通報装置を設置する。
13. 共同保育所、学童保育所に対して防災情報、警報を流す。
14. 子育て自主サークルが使用できるよう中央児童館、白金児童館の部屋を解放する。
15. 御器所・吹上など地下鉄併設の自転車駐車を無料にして、利用を広げる。
16. 松栄学区南部に街区公園を設置する。
17. 滝川学区にコミュニティセンターを建設する。
18. 檀溪通三丁目交差点の信号に歩行者用の信号を設置する。
19. 区内東部の傾いた歩道を調査し、早急に改修する。
20. 川名公園内に川名駅の東口を開設する。
21. 昭和区の巡回バスを東西の2系統にする。また、同一料金で乗り継ぎできるようにする。

22. 都市計画道路・高田町線、山手植田線は廃止する。
23. 児童福祉センター跡地利用について、地元住民の意見を尊重し、総合的な福祉の拠点施設を作る。公園は整備し残す。

＜瑞穂区＞

【福祉厚生関係】

1. 区内に特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設を建設する。
2. 区内に自主サークル等が利用できる子育て支援センター等の施設を設置する。
3. 東栄保育園の建て替えにあたっては、民営化しない。
4. 将来の学童保育所のあり方について、名古屋市が責任を持って、父母、指導員、地域組織などの関係者との話し合いを、定期的にもつ。
5. 区民が安心して歩けるよう道路の平坦化や公園のトイレの洋式化など、区民の生活環境をよくする町づくりをすすめる。
6. 保育園や教育施設を日陰にする建築物は、「名古屋市中高層建築に係わる紛争の防止及び調整等に係わる条例」を適切に執行し、規制する。

【教育、文化関係】

7. 区民が自由に集える会議室を備えた瑞穂文化小劇場を、区民の意見を聞いて建設すること。
8. 瑞穂生涯学習センターの破損箇所を修理し、喫茶コーナーも復活する。
9. 瑞穂図書館の改築にあたっては区民の意見を聞いてすすめる。
10. 区民まつりに自衛隊を参加させない。

【交通関係】

11. 地域巡回バスの本数を早朝から深夜まで最低1時間に1本に増やす。
12. 高田町線の拡幅工事については、地権者だけでなく、地域住民の声を聞くこと。
13. 瑞穂区でも、大気汚染や環境破壊がひどくなっている。これらに対する対策を示すこと。

【災害対策関係】

14. 2004年9月の集中豪雨では東海豪雨の教訓が生かされていない。「緊急雨水整備基本計画」の瑞穂区分の整備を計画通り早期に進めるなど抜本的な対策をする。
15. 地震対策及び景観保護のためにも高層建造物、巨大建造物の建築を認めない。
16. 区内の地震危険区域の調査を行い、その対策を講じる。
17. 公園、緑地を増やし、管理、手入れをこまめに行う。

＜熱田区＞

1. 名鉄神宮前御田踏切跨線橋工事に際しては、住民の要望を取り入れ、安心して利用できる施設にする。工事着工前には、必ず住民説明会をおこなう。
2. 高蔵跨線人道橋を広くし、太鼓橋構造を平坦に改造するとともに、エレベーターを設置する。
3. 元熱田青年の家の今後の計画について、地域住民の要望を聞き、気軽に利用できる施設にする。計画時には必ず、住民懇談会を開く。現在放置されている状況を改善する。
4. 沢上陸橋を安全に利用できるように改築し、自転車、歩行者も利用しやすくする。
5. 熱田陸橋の階段付近にスロープを設置し、JR熱田駅の自転車置き場を利用できるようにする。
6. 地下鉄西高蔵駅にエレベーターを設置する。
7. 市バスの巡回バスを、熱田区南部にも路線を作り、協立病院前や生涯学習センター前に停車するようにする。
8. 地下鉄駅周辺、市バス停留所周辺の放置自転車について、早急に撤去するとともに、自転車置き場の増設など対策を考える。安易な自転車置き場有料化はしない。
9. 地下鉄六番町周辺の自転車置き場は高齢者、女性、子どもには上の部分が利用しづらいので下だけにする。
10. 熱田区内に温水プールのあるスポーツ施設を建設する。
11. 熱田イオンの平日昼間の警備員の配置をおこなうよう指導する。
12. 高速道路（4号線）の建設に伴い、騒音や粉塵、交通事故に対し、地域住民の声を聞き、改善する。
13. 一番一丁目バス停に屋根を設置する。
14. 神宮東公園（南側）、神宮東パークハイツ内のあじさい公園の水はけを良くする。
15. 秋葉地下道について、灯りはあるが暗くて汚い。明るく安心できるよう壁をきれいにするなど早急におこなう。
16. 昼間高齢者だけになる家庭にも、安心ペンダントを支給する。
17. 民間賃貸住宅に低所得者が住み続けられるように、家賃援助する。（市営住宅入居を15回以上申し込んでもあたらない人が多数）
18. 三本松町の南養護学校の地域利用について、町内会、子ども会、スポーツサークル以外にも市民団体なども使用できるようにする。

<中川区>

【公共交通】

1. あおなみ線、地域巡回バスの運行で公共交通の充実が図られている。「市バス、公共交通機関を考える懇談会」を1年に一度は、開催する。
2. 西名古屋インター東行バス停に、「防風スクリーン」を設置する。
3. 下之一色バス停を、利用者が多い市営一色荘住宅に近い、中川消防署一色出張所近辺に設置する。

【交通】

4. 権野交差点は、将来も廃止しない。
5. 旧佐屋街道（尾頭橋から千音寺）の面影を積極的に残し、歩行者・自転車が安心して通ることができるまちづくり、道づくりを行うこと。
6. 以下の点について名古屋高速道路公社へ指導する。
 - ① 都市高速道路は、最高時速60kmのところ実際の速度を踏まえるとして、環境影響評価は、時速70kmで行われている。しかし、実態は、時速90km以上で走行している。実態から、騒音の環境基準を超えることが予想される。実態を踏まえた騒音対策をとること。あるいは、走行速度を時速60kmになる措置をとること。
 - ② 供用後、山王・尾頭橋の騒音、大気の測定を、半年ごとに、また沿道住民からの求めに応じて行い、その結果を住民に報告すること。
 - ③ 環境基準を超える事態になった場合には、基準以下に抑える対策を少なくとも1年以内にとること。
 - ④ 江川線の街路整備の計画策定に、地域住民が参加できるようにすること。
 - ⑤ 尾頭橋交差点北の鉄道鉄橋の騒音は、以前と比較して鉄道本数が増加し、よりいっそう近隣住民に被害を与えている。その上に、都市高速道路の交差による反響が心配される。六番町における新幹線騒音対策と同一基準に基づく対策を行うこと。
7. 名古屋環状2号線西部・西南部建設について、住民の中に様々な意見があり、建設推進署名を町内会に依頼することはやめる。建設そのものも含め、住民に情報をきちんと知らせるように国に求める。
8. 自転車利用について、利用者、地域住民、行政などが一同に会して、自転車利用がしやすく、住みやすいまちづくりのために意見交換する場を設ける。

【地域振興】

9. 大型スーパーの開店により地域の商店の閉店が進んでいる。消費者を大切にする地元小売業者の振興を図るとともに、中川区内の生活環境を守るために、大型店（店舗面積500平米以上）の出店を規制する。
10. 地元の商店街・小売店の衰退は、小売業者だけでなく、消費者にとっても、歩いて買い物にいける町がなくなっていくことになる。大型店の出店規制とともに、商店街や小売店の活性化のため

の施策を、小売業者と共同して進める。また、配達車用駐車帯や駐車場を確保する。

【安心安全なまちづくりのために】

11. 露橋交番と愛知交番が廃止されようとしているが、区としても、愛知県への地域の安全のため存続を求める働きかけを行う。

【その他】

12. 情報相談コーナーの資料をコピーできるよう機器を設置する。できない場合でも、資料の一時貸し出しを行う。
13. 区民まつりの自衛隊コーナーは認めないこと。
14. 消費者金融・ヤミ金融違法張り紙を区役所・区民・警察・中部電力などと協力してはがし、町をきれいにする。
15. 区役所権限の拡充の具体化は、市民サービス拡大に向けて区民と相談する。

<港区>

【防災対策】

1. 区段階での地震防災対策を住民参加でたてること。対策には、津波の際の避難誘導対策、地盤液状化対策、地盤沈下対策、外国人向け対策等を盛り込むこと。
2. 避難所での災害弱者への配慮、バリアフリー化をすすめること。とくに避難所に指定されている学校体育館（2階）の対策をとること。

【公害・環境対策】

3. 国道 23 号線沿線の緑地帯設置など道路公害対策を、公害患者や沿線住民と十分に協議し取り組むこと。自動車公害を発生源から抑える対策もあわせてとること。
4. 都市高速道路の建設に伴う環境悪化を防ぐために以下の対策等に取り組むこと。
 - ① 木場町ランプの位置を産業道路沿いに変更すること。
 - ② 騒音や排ガスを防ぐために必要な性能の防音壁を設置すること。
 - ③ 港北公園や木場南公園、木場中央公園などへの植樹（緑化）をすすめるなど、高速道路建設で減少する緑被率を回復向上させる沿線の緑化をすすめること。
5. 石炭埠頭からの粉塵、周辺工場からの悪臭、大型車の排ガス、騒音、振動など、野跡学区での公害・環境対策をすすめること。
6. 藤前干潟の保全活用に積極的に取り組むこと。とくに以下の通り、干潟及び活動センターへのアクセスを改善すること。
 - ① 現地案内看板の充実
 - ② 市バスに干潟案内の行先表示や車内放送を取り入れること。
 - ③ 学習センターと活動センターを結ぶ自転車道を堤防沿いに整備すること。
7. 中ノ島川緑地内のホテル飼育について、積極的な支援を行うこと。

8. 稲葉地用水の親水環境づくりをすすめること。用水機能を生かしながら、周辺への植樹、公園化などできるところから整備をすすめること。
9. 南陽大橋や堤防道路による騒音・振動などの監視を行い、必要な対策をとること。

【まちづくり】

10. 築地口への場外船券売場（ボートピア）建設に伴う周辺環境の変化を継続的に調査し、違法駐車をはじめ、安心・安全・快適なまちづくりに逆行する事態を防ぐこと。港まちづくり協議会の運営を改善し、住民参加を広げること。名古屋港管理組合本庁舎及び港湾会館の移転新築、跡地利用計画には、地域住民の声を反映するように管理組合へ申し入れること。
11. 東茶屋への斎場建設は、地元への十分な情報公開と、民主的な手続きを踏まえた住民合意を得ること。市が約束してきた「地権者の8割の同意」「地元の納得」が得られぬままでの建設強行をしないこと。
12. 外国人集住地域をもつ区として、外国籍住民との懇談の場を設けるなど「多文化共生」事業をより効果的にすすめること。とくに子どもたちのためにポルトガル語が話せる教員を必要性が高い学校へ安定的に配置すること。九番保育園を外国人受入れモデル園として充実すること。ブラジル人学校への支援と交流に取り組むこと。
13. 区内へのあいつぐ大型店の進出に伴う影響を多角的に調査すること。
14. 東邦ガス跡地は、公害発生源であった歴史と責任を踏まえて、高速道路建設で失われる緑の回復と大規模災害に備えた防災公園（広域避難所）として活用するよう申し入れること。
15. 高層マンション建設などによる日照被害、建築紛争が多発している。実態を把握し、紛争予防条例を踏まえて、住民への積極的な情報提供などに努力すること。

【交通】

16. 巡回バスの始発時刻を医療機関の診療開始時間に配慮し早めること。
17. 南陽プールへの公共交通手段を確保すること。当面、サンビーチ日光川行の市バスを南陽プール経由にし、南陽プールそばにバス停を設けること。
18. 南陽方面を結ぶ市バス路線の始発・最終時刻の改善など、市バスの路線と時刻を利用しやすく改善すること。近鉄蟹江駅まで市バス路線を延伸すること。
19. あおなみ線の利用客増などをはかるため、以下の利便性・安全性向上対策をすすめること。
 - ① 各駅前の駐輪場を無料にすること。
 - ② 市バス・地下鉄同様に一日乗車券の利用を可能にすること。
 - ③ 各駅前にパーク＆ライドスペースを確保・拡充すること。
 - ④ 各駅に駅員を配置すること。
 - ⑤ 稲永駅及び名古屋競馬場前駅には、改札口周辺へのベンチ設置、タクシー乗場の設置など駅前広場、待ち合わせの利便性を高めること。

【道路・交通安全・交差点改良】

20. 正徳町の国道1号線と東海通を結ぶあおなみ線沿い道路に信号付横断歩道を設けること。
21. 港区役所駅2番出口西側（新港栄荘南側）に歩道を設けること。

22. 築三町内の生活道路への朝のラッシュ時の通過車両進入を抑制するため築三町交差点に左折矢印信号を設置などの対策をたてること。
23. 南陽大橋東、甚兵衛通3の交差点西側、用水沿いに信号交差点を設けること。
24. 江川線「七番町北」交差点の北向き車線に右折レーン・矢印信号を設けること。
25. 江川線「区役所前」交差点の北向き車線に右折レーン・矢印信号を設けること。

【福祉・教育】

26. 就学援助世帯の実情を把握し、所得基準の緩和と教職員配置を充実すること。
27. 成章学童保育所の移設、小規模学童への支援など、学童保育所の運営支援を強めること。
28. 介護保険料、国保料の滞納実態をつかみ、医療保険や介護保険の減免制度充実を充実すると共に、広域連合に強力に働きかけること。生活保護基準の引き下げに反対すること。

【区役所行政】

29. 来年度から策定される区役所運営方針の策定にあたり、区民の声を反映させること。区役所改革では区政協力委員制度のあり方もあわせて議論すること。

<南区>

【福祉・健康・教育】

1. 小学校区に1カ所は特別養護老人ホームを整備する。
2. 南区内に老人保健施設を増設する。
3. 市営弥次衛荘内の高齢者福祉施設用地には、特別養護老人ホームをはじめ高齢者施設を整備する。
4. ボランティアなどによる「ミニデーサービス」や「宅老所」への支援をおこなう。

【まちづくり】

5. 改修後の天白川の平子橋から千鳥橋までの河川敷を、ジョギング道など住民の意向に沿った計画を策定し、県と協議し推進する。
6. 宝公園に夜間照明灯を増やす。
7. 名南中学校をはじめ区内の投票所の段差をなくし、バリアフリー化をすすめる。
8. 星崎第二公園および平子第一公園にトイレを設置する。
9. 名鉄常滑線高架下道路の通り抜け生活道路への車の進入を抑えるように配慮する。
10. 名鉄名古屋本線（山崎川～天白川）立体交差化計画にあたって周辺環境へ配慮し、住民合意のもとで進める。
11. 南養護学校跡地は売却せず、地元住民の要望に沿った活用をはかる。
12. 菊住1丁目・住友電工跡地への大型ショッピングセンターと高層マンション建設計画について、住民合意のない計画は認めない。
13. 豊田5丁目の日清紡（株）名古屋工場跡地について、周辺住民の要望をきき、住民合意で跡地の活用を図る。

14. 天白川の天白橋から星園橋にかけての河川敷のゴミを定期的に清掃する。
15. 道徳公園のくじらを補修する。
16. 呼続学区や笠寺学区など、公園の少ない学区に公園を増やす。

【公害・環境対策】

17. 山崎処理場の悪臭対策の実施、汚水の高度処理をおこなう。
18. 住友電工や三井化学はじめとする工場や工場跡地の土壌・地下水汚染を徹底調査し、区民に情報公開するとともに、浄化対策をすすめ、浄化が完了するまで新たな開発をさせない。
19. 名古屋臨海鉄道の騒音・振動調査を行い、対策をすすめる。
20. 加福町一帯の環境改善を関係企業と共同ですすめる。
21. 滝春町、元柴田西町周辺の悪臭公害などをなくすため、片倉チッカリンやダイセキはじめ悪臭公害発生企業に必要な調査を行い、指導と規制をいっそうすすめる。
22. 名四国道の沿道環境整備事業を早期完成させ、要町などに環境測定所を設置する。
23. 要請限度を超えている名四国道(23号線)浜田町の騒音対策を抜本的に強める。

【水害・防災対策】

24. 区内の浸水の起こりやすい地域の排水計画を見直し、雨水貯調整池の増設やポンプ所の能力アップなど対策をすすめ、水害のない安全な南区にする。
25. 白水公園を防災公園に指定し整備する。
26. 山崎川の堤防改修を新瑞橋まで早期にすすめるとともに、山崎川の祐竹橋から名鉄鉄橋までの浚渫をおこなう。
27. 山崎川の名鉄鉄橋を改築し、堤防改修を促進する。現鉄橋を封鎖する際、堤防を溢水前に封鎖できるよう改善する。
28. 山崎川の師長橋の改築を早急におこなう。
29. 紀佐エ門通橋下の浸水対策を実施する。
30. 白水・千鳥学区などの豪雨による浸水被害をなくすために、緊急雨水整備計画の早期完成を図るとともに、将来60ミリ以上の降雨に備えた局地的対策もすすめる。
31. 呼続、菊住地域の浸水を防ぐために雨水貯留施設の増設など有効な対策をとる。
32. 天白川堤防に上がる階段に手摺を設置するなど、転落防止・安全対策を県と協議しておこなう。

【地下鉄・市バス】

33. 基幹バス1号「星崎～栄」に一部「要町」始発を設ける。
34. 鳴尾車庫発栄行基幹バス8時台（現行2本）を増発する。
35. 鳴尾車庫～神宮東門（神宮15系統）を金山まで延長する。
36. 栄21号系統「泉楽通四丁目～栄」の鳴尾車庫から出入庫する車両は、鳴尾車庫～泉楽通四丁目までの停留所でも客を乗降させる。
37. 南区地域巡回バスを増発する。
38. 大磯通に市バスを走行（例えば区内巡回バス路線の変更で）させる。
39. 「星崎」「星崎小学校」間にバス停を設置する。

40. 市バス・柴田（南行きのみ）、上浜、鳴尾町、三吉町三丁目、本星崎（南行き）、紀左衛門橋東のバス停にベンチ、上屋を設置する。
41. 要町バスターミナルの上屋を大型化し、風除けをつける。要町ターミナル内の排水を改善し、時計を設置し、緑化をいっそうすすめる。
42. 市バス・東浦通り停留所と平子橋停留所との間（大堀町）にバス停を新設する。
43. 市バスから地下鉄への乗り換えの利便性を図るため、市バス伝馬町南停留所を交差点南西に新設する。
44. 地下鉄・鶴里駅2番出入口口方面にも自転車駐車を増やす。
45. 瑞穂区川岸一丁目から堀田第2自転車駐車場に至る歩道を設置する。
46. 伝馬町南東側市バス停の時刻表の取り付け位置を低くする。
47. 地下鉄・妙音通駅のエレベーター設置を早急に実現する。
48. 地下鉄桜本町駅、鶴里駅の障害者用トイレの洗面所の蛇口を自動式に取り替える。

【交通・道路】

49. 市内名鉄駅の無人化による利用者等の不安を解消するため、ホームの状況をモニターで常時把握するなど安全対策を名鉄に要請する。
50. 名鉄・豊田本町、大江両駅にエレベーター設置を名鉄に要請する。
51. 名鉄・呼続駅の自転車駐車を増やす。
52. 名鉄・道徳、柴田駅に一部でも急行が停車するよう、名鉄に要請する。
53. 名鉄常滑線立体化による高架下の利用について、住民本位ですすめるよう名鉄に要請する。
54. 南陽通四丁目交差点西行き道路（「セガワールド」と「えちぜん」の間）の幅員を広げ、歩道を設ける。
55. 戸部下二丁目から一丁目への進入路を新設もしくは拡幅し、戸部下一丁目南部（県営住宅以南）の住環境の改善はかる。
56. 道徳新町2丁目、安藤酒店前交差点に信号機、横断歩道をつける。
57. 青峰通バス停（東行き）東交差点に信号機・横断歩道を設置する。
58. 東又兵衛町、23号線下道路（南高校と児童館の間）に東西横断の信号機付きの横断歩道を設置する。
59. 南保健所・南生涯学習センター北側の道路に片側歩道を設置する。
60. 道路幅より狭くなっている JR 笠寺駅北踏み切り部分を道路幅まで拡幅し、歩道と車道を分離するとともに、同踏み切り跨線橋を自転車等が通行できるように改築する。
61. 右折レーンのつくられた国道23号線・浜田町南交差点に右折矢印信号を早急に設置する。
62. 国道23号線・要町交差点の東西横断道路に右折信号をつくとともに、横断歩道を設ける。
63. 国道247号線・柴田本通3丁目交差点の南の信号交差点の横断歩道は、東西横断道路の歩道のある側（北側）にも設置する。歩道橋を改築する。また、東西道路の路側帯の真ん中にある電柱を移動する。
64. 国道23号線丹後通り交差点に東西の横断歩道を設置し、同交差点北側歩道橋を改築する。

65. 要町一丁目明治堂薬局前交差点（北行き）にカーブミラーを設置する。
66. 堤起町一丁目東海せん断北西交差点歩道の段差を改善する。
67. ヤマナカ柴田店北側道路（東西）に歩道を整備する。
68. 歩道をブロック舗装する際、段差をなくす。
69. J R笠寺駅にエレベーターを設置し、障害者・高齢者が利用しやすいようにする。
70. J R笠寺駅に快速、区間快速を停車させる。
71. 桜台高校正門前に信号機を設置する。
72. 港東通1丁目交差点から南行きの歩道を拡幅し、段差を解消する。
73. 地下鉄・桜本町の自転車駐車を無料にする。
74. 南函書館（文化小劇場）の駐車を増やす。
75. 名鉄・呼続駅の東側にも改札口を設けるよう名鉄に要請する。
76. 三新通2丁目の信号交差点の東海紙器前道路の停止線を南側にずらし、車の停止位置を交差点から遠ざける。

<守山区>

【いのちと健康をまもるために】

1. 守山市民病院の縮小計画を見直し、地域の総合病院として存続させ、2008年4月以降も分娩可能な条件を整えること。救急医療の充実をはかる。災害医療活動拠点病院として引き続き整備する。女性外来の設置や医療体制の充実をはかる。
2. 守山市民病院への道路整備を行い、巡回バスを運行する。
3. 松河戸の産廃焼却場が建設され試運転が行われている。産廃建設による市民への健康影響を監視するためにダイオキシン等の環境調査の測定地点を増やす。
4. 高層マンション建設により、大森保育園の園庭と園舎が日陰になるため、建築主に対して、父母との協議で、保育園児のすこやかな発達が保障できるようなマンション建設計画の見直しを指導する。

【教育・保育・子育て】

5. 区内の待機児童解消のために保育所を増設する。苗代保育園は公立のままで5歳児までの保育を整備する。
6. 瀬古学区や二城学区には公園が少ないので、こどもたちが遊べる公園を増やす。
7. 公園の緑化をすすめ、夏でも遊具が使えるようにする。
8. 野球やサッカーのできる公園を増やす。
9. 地域にこどもたちが遊べる場所が少ないので、児童館や子育て支援センターを増やす。
10. 人口が増えつつある吉根に、早急に中学校を新設する。

【公共交通の整備】

11. ガイドウェイバスについて、以下の要望をする。
 - ① 将来のバリアフリー化を計画し、新規車両入れ替えに伴って導入できるよう検討する。
 - ② ガイドウェイバスの各駅に風除けやトイレを設置する。
 - ③ ガイドウェイバス川村駅の自転車置き場が死角になって夜間は危ないので、周囲から見えるように、工夫・改善する。
 - ④ ガイドウェイバスの料金を値下げし、ユリカが使用できるようにする。
12. 東谷山フルーツパークまでバス路線を延長して、シーズン中の渋滞緩和をはかる。
13. 志段味地域は高蔵寺行きの市バス路線の本数が少なくなったので、巡回バスを東谷山まで延長する。
14. 区内を走る2つの地域巡回バスの路線や本数を増やし、区役所や市民病院、生涯学習センターなどの公的な施設を利用しやすくする。また、1時間あたりの本数を増やして、地下鉄駅への連絡をよくする。
15. 小幡緑地駅と緑ヶ丘をつなぐ路線をつくり、区役所へ行きやすくする。
16. バス停の屋根や風除けを設置する。
17. 名鉄線路の高架化は、付近住民の声を聞いて慎重に行う。
18. 線路沿いの事故防止の柵が、こどもが簡単に線路に入れる貧弱なものである。こどもが簡単に入れないものに改善を名鉄に要請する。

【吉根・志段味の開発、まちづくり】

19. 区画整理事業の今後について、情報の公開や住民の疑問や不安に応える場などを設ける。
20. 志段味田代町線や白鳥線などの幹線道路の整備を早くする。
21. 志段味地区にある自然や古墳を守り、「歴史の里」など必要な整備をすすめる。
22. 東谷山フルーツパークへの公共交通乗り入れや道路拡幅などを行い、付近住民への交通渋滞などの迷惑・負担を早期になくす。
23. 吉根住宅周辺の公園にトイレを設置する。
24. 中志段味地区で大雨により道路に水がたまる地域がある。区画整理組合に働きかけて、排水対策を講じる。

【志段味地域をのぞく まちづくり】

25. 区役所講堂に障害者用トイレを設置する。
26. 生涯学習センターに洋式トイレを設置する。
27. 大森北学区の山の地域は、街灯が少なくこどもたちが帰宅時に暗いので、街路灯を増やす。
28. 竜泉寺の交差点で横断歩道をわたっている歩行者が車にはねられる事故が絶えない。横断歩道の歩行者に気づくような対策がとられたが、それ以降も事故がおきている。人命にかかわることなので、歩行者が優先して横断できるスクランブル信号に変えるなどの歩行者の安全を抜本的に確保できる対策を講じる。
29. 名鉄・小幡駅前や喜多山駅前放置自転車の対策をすすめる。
30. J R・新守山駅に西口をつくるとともに、アンダーパスの道路を相互通行できるように拡幅する。

31. 庄内川・矢田川の堤防が決壊しないように、国土交通省にしっかりと対策を要請する。
32. 瀬古地域の雨水対策事業を早期に実施する。
33. 矢田川の小幡太田・香流間に人道橋をかける。また、堤防道路の整備をし、市民の憩いの場を増やす。
34. 区民が安心して住める市営住宅を建設する。
35. 区民福祉制度のわかりやすい資料や福祉施設の紹介をする「福祉マップ」をつくり、区民が利用できるようにする。
36. 各学区に「老人憩いの家」や個人宅を利用した「宅老所」を整備する。
37. ガイドウェイ小幡緑地駅前にPFI方式で計画されている守山スポーツセンター（仮称）にあたっては、財政を圧迫する過大な投資は行わず、小幡緑地公園の自然保護に十分留意し、安全・安心が確保される人員体制で建設・運営する。
38. スポーツセンターの設置の際には、市民の意見を聞く場を設け、大森・森孝地域から市バス1本で利用できるようにするなど、利用しやすいセンターとする。
39. 災害マップをわかりやすいものに整備する。
40. 守山図書館が古いので、改築または、新築をし、駐車場を広くする。

<緑区>

【福祉・教育・子育て】

1. 高齢者が気楽に集まるティサロン、たまり場デイサービスセンターを設置する。
2. ホルムアルデヒドが基準値を超えている小学校の、子どもの健康診断、空気清浄機設置、建材取替え等、シックスクール対策を行う。また、一度基準値以下になっても、毎年検査をおこなう。
3. 学校の新設や通学区域の変更にあたっては、地域の関係住民の合意と納得を得て進める。
4. 東部方面に早急に保育所を増設し、待機児童解消をはかる。
5. 子育て情報プラザに団体登録している団体の会場費補助について、その利用対象施設を児童館だけでなく、コミュニティセンターや生涯学習センター、スポーツセンターにも適用する。
6. コミュニティセンターなど利用して、学区ごとに中学・高校生の居場所を作る。
7. 緑図書館は、車イスや高齢者が出入りしやすいよう、入口の改善を図り、児童室を独立させるなど、人口に見合った規模で利用しやすい施設に改築する。また、駐車場を充実させ、無料にする。
8. 歴史的文化財を保存するため、桶狭間地区に歴史資料館をつくる。

【街づくり】

9. 支所及び地区会館を含む東部センターに、障害者作業所で生産した商品の販売を行うコーナー、壁面を利用したフリーライミングができるコーナーなどの市民の要望を取り入れた施設にする。また、青年が集まりやすい青年専用のスペースをつくる。
10. 緑区の大型店の進出を規制するとともに、高齢者や地元の人たちが歩いて日常の買物ができる店舗を支援する。

11. コミュニティセンターの中に、申し込みをしなくても、自由に使えるフリースペースをつくる。
12. 太子ヶ根公園に時計、砂場ネットを設置し、砂場近くに水銀灯を設置する。
13. 緑学区の汐田付近に、子どもの遊び場や避難場所として市民が利用できる公園を設置する。
14. 緑区の歴史的文化及び景観を壊す建築物を立てない。
15. 日照侵害、風害などの被害を及ぼすマンション建設については、先住者の権利が守られるように指導する。
16. 道幅の狭い生活道路に、マンション建設による大型車輛を入れることについて、拡大解釈をせず、先住者の生活を守るように指導する。
17. 車の交通量が増えた道路には、信号機や、矢印付き信号機を設置する。(有松町桶狭間字樹木、神沢2丁目交差点、)
18. 鎌研橋に歩道を設置する。
19. 扇川の川底を整備するよう、国土交通省尾張建設事務所に申し入れる。
20. 六田～中島橋の道路を整備し、段差を無くす。
21. 鳴海駅周辺の自転車駐車場は、すべて有料とせず、無料の駐車場も設置する。

【交通問題】

22. 自家用車利用から公共交通利用に切り替えるために、自家用車を使わなくてもよい市バスの路線と運行回数を充実させる。
23. JRや名鉄の電車やバスも敬老パスが使えるようにする。
24. 市バス路線を新設する。(有松駅～鳴海住宅)(有松駅～大清水)
25. 現在ラッシュ時以外1時間に1本しか運行しない市バス路線において、本数を増やす。例)(緑区役所～野並)(大高～野並)
26. 地下鉄駅と名鉄、JRの駅とを市バス路線で結ぶ。
27. 名鉄本線の左京山から、継続して中京競馬場まで高架立体交差化する。
28. 名鉄有松駅の改札口を東側に設置する。
29. 名鉄有松駅改札口からペDESTリアンデッキ、階段、バス停まで雨天時もぬれずに歩けるように屋根をつける。

【環境問題対策】

30. 安全性の保障のないガス化溶融炉の鳴海工場の建設は、必要性、規模などについて再検討する。
31. 環状2号線は、騒音・大気汚染などで沿線の住民の健康被害を生じないように、土壌浄化システムを採用するなど環境目標値を守るようにする。
32. 環状2号線工事中に家屋被害、工事被害など出さないよう適切な工事を行うとともに、何らかの被害を生じた時にはすみやかに問題解決に向けて対処する。
33. 国道23号線の振動、騒音で大高台の住宅への影響がひどいため、対策をとる。
34. 丸全油化工業所(大高町)の悪臭がひどく、北側の市立大高中学校や大高幼稚園の子どもたちは昼食時などの悪臭に困っているため、早急に悪臭対策の改善を図る。

【災害対策】

35. 集中豪雨で浸水する大高、野並、扇川下流地域においては、100ミリ対応の浸水対策を行う。
36. 区内の公園などに雨水貯留槽はじめ各種の雨水流水抑制策を導入して、集中豪雨時に一気に雨水が河川に流れ込まないようにする。
37. 調整池のある公園には雨水調整時に誤って子どもたちが公園内に入らないよう、わかりやすい進入禁止の「注意書き」の表示をする。
38. 高台に住宅等の建設を行う場合、傾斜地への影響を考慮して、要綱や条例、危険指定地域であることなどをきちんと守らせ、がけ崩れが起きないように規制する。
39. がけ崩れの起きた民有地で、市民への安全性確保が不十分の所へは、公的な支援をする。
40. がけ崩れや液状化の恐れのある避難場所の安全対策を早急に計る。

<名東区>

【全区的なもの】

1. コミュニティセンターに、学区の情報センターとしてホームページを立ち上げる。
2. 高齢者用手押し車（シルバーカー）の購入に補助制度を設ける。
3. 図書館や生涯学習センターの利用時間を延長する。
4. 青少年の居場所づくりをはじめ、音の出る楽器（太鼓など）の練習ができる場所を設ける。
5. CO₂対策や公共交通を使いやすくするため、地下鉄駅周辺に無料の自転車駐車を増設する。

【地域的なもの】

6. 乗換えなく国立東名古屋病院に通院しやすいように、市バス幹本郷1の路線を本郷駅から藤ヶ丘駅まで延ばす。
7. 市営住宅の公園も市の公園なみにトイレをつくり、愛護会の適用が受けられるように制度拡大する。
8. 猪子石第一保育園とオリオン学童保育所の前の道路は事故も起きやすく危険なのでスピードが落ちるよう工夫をし、処置をする。
9. 障害スポーツセンターへのマイクロバスの運行を本郷までではなく、引山まで延ばし利用しやすくすると同時にこの区間は、低床バスの運行を増やす。
10. 梅森坂口には障害者施設があるので、障害者がバスを利用しやすいように、特に梅森荘から星が丘の区間は、低床バスの運行を増やす。
11. 本郷周辺の排気ガスの実態調査をし、街路樹を植えるなどして環境保全目標値が守られるようにする。
12. 上社JCT～高針JCTの環状2号線での大気汚染については、環境保全目標を守るようにする。
13. 集中豪雨で被害の大きかった地域・神月町（床上浸水）をはじめ、床上浸水した地域の実態調査をし、対策を強化する。
14. 中島橋は、見通しも悪く、交通事故死も起きているので改善すること。

15. 「引山バスターミナル」の信号の南（愛知銀行東側）の歩道を広くし、電柱や標識を移動して歩道の上下差を解消する。
16. 基幹バス「猪子石西原」バス停南の両側の歩道をバリアフリーにして、上下差をなくす。
17. 北一社コミセン東側か地域巡回バスの停留所（鋳物師洞）近くに横断歩道をつけ学童が安全に横断できるようにする。

【市営住宅】

18. 市営天神下荘1棟・2棟・3棟・5棟・6棟の集合ポストに下る3段の階段に手すりをつけ、高齢者や障害者が利用しやすくする。
19. 市営梅森荘・猪子石荘の風呂場、トイレの段差をなくし、高齢者が使いやすいようにする。

<天白区>

【福祉・教育、子育て支援の充実】

1. 地域福祉の拠点となる在宅サービスセンターを天白区内に早期に整備する。
2. 知的障害児施設「あけぼの学園」と知的障害者更正施設「希望荘」については、老朽化している箇所の修繕を行なうとともに、職員・市民の意見を反映させた改築計画を策定する。生活保護施設「植田寮」を改築する。
3. 希望する保育園に入れるように天白区内の保育園の定員を増やす。延長保育や一時保育の実施園を天白区内で増やす。休日保育の実施園を天白区内に設ける。
4. 過大規模校となっている植田中学校については、分離・新設校を設置する。
5. 手狭となっている天白図書館、天白福祉会館・児童館については、区内の適地に移転・整備する。
6. 天白スポーツセンターの温水プールに入水用スロープまたは階段を設置し、高齢者でも出入りがしやすいように改善する。

【災害に強いまちづくり】

7. 天白川については、野中橋から上流の区間についても河道の拡幅などの改修を促進するよう愛知県に求める。
8. 野並地区に雨水が流れ込まない対策として、郷下川・藤川流域の戸笠公園などの公園や学校の地下に、雨水を一時的に貯める貯留施設を整備するとともに、相生山緑地のなかにため池（雨水調節池）を設置する。
9. 天白区内のすべてのため池について、早急に浚渫をおこない、雨水の貯留量を増やす。

【水と緑のまちづくり】

10. 天白川・植田川については、水質の浄化を図るとともに、市民が水と親しめるような水辺空間をつくる。
11. 大根池や新池、双子池など区内のため池については、恒常的に釣りができるようにするなど、住

民が親しめるよう整備する。

12. 荒池緑地の整備（「荒池なごやかファーム構想」）については、貴重な自然環境を保全することを前提に、住民参加で進める。
13. 相生山緑地については、事業予定地内での宅地造成を許可せず、地権者の求めに応じて用地の買収を促進する。
14. 戸笠公園については、戸笠池を周遊できる園路を整備し、遊具の改修、野鳥観察用看板のリニューアル・増設などを行なう。
15. 平針南学区内などの民間樹林地については、緑地保全地域や市民緑地などにするによって保全をはかる。
16. 天白区内に残る農地の保全と活用に努めるとともに、市民が利用できる農園を拡充する。

【道路・歩道などの整備と環境対策】

17. 弥富相生山線の建設については、ヒメボタルなど相生山緑地の自然環境に最大限配慮するとともに、開通後の交通安全対策に万全を講じる。
18. 環状2号線の東部・東南部区間の整備については、環境アセスメントの環境保全目標が守れるよう騒音・大気汚染対策に万全を尽くす。
19. 天白川緑道（天白川に沿った南天白中から国道302号線までの遊歩道）については、新島田橋、天白橋などの橋梁によって分断された箇所を解消する。また、緑道の舗装については、クッションコート材を使用するなど歩きやすい舗装にする。
20. 原二丁目と植田南三丁目をつないでいる天白小橋の幅員を拡張する。
21. 高坂小学校周辺の道路における通り抜け車両を規制する。
22. 公園の周囲の道路における青空駐車にたいして警察の取締りの強化を求めるとともに、歩道の整備などによって青空駐車ができないような対策を講じる。

【地下鉄・市バスの改善】

23. 地下鉄6号線の「野並～徳重」間の建設工事を促進する。その際、工事渋滞にともなう周辺の生活道路への車両侵入を抑制する対策を講じる。
24. 市バスについて、以下の点を改善する。
 - ① 地下鉄植田駅発・星ヶ丘行き（鴻ノ巣経由）の最終バスの時刻を遅らせるとともに（現在は20時50分）、夜間の本数を増やす（現在は19時台、20時台各1本）。
 - ② 地下鉄植田駅発・緑市民病院方面行きを復活する。
 - ③ 幹原1系統の「野並～新瑞橋」間の本数を増やす（現在は昼間概ね1時間1本）。
 - ④ 原11系統（原駅発着の循環路線）の本数を増やす。

【その他】

25. 表山学区および植田東（仮称）学区にコミュニティセンターを設置する。
26. 昭和40年代に建設された市営おおね荘、御前場荘、高坂荘については、住宅内部の総合的な改

修をすすめる「トータルリモデル事業」を実施する。

27. 名古屋市住宅供給公社の賃貸住宅「高坂センター」にエレベーターを設置する。その際、設置にともなう居住者の負担増は極力少なくする。
28. 天白川河川敷などに青少年のためのスケボー広場を設置する。
29. 植田梅が丘地域などにおける小牧基地の自衛隊機による航空機騒音にたいして、騒音防止対策を講じるよう国と愛知県に求める。
30. 高坂学区および大坪学区への交番の設置を愛知県に求める。

2007年10月4日

名古屋市長 松原 武久 様

日本共産党名古屋市議員団
団長 わしの 恵子

「2008年度予算編成にあたっての重点要求」の 提出について

福田政権は、来年度も社会保障予算を抑制する「構造改革」路線をつづけ、「貧困と格差」に追い打ちをかける政治を進めようとする一方で、国民の批判の声に押されて、国民負担増の部分的な凍結を検討せざるをえなくなっています。こうしたもとで名古屋市が、「構造改革」路線をそのまま地方にもちこむ「悪政の下請け機関」化を続けるのか、それとも「住民の福祉と暮らしをまもる」という地方自治体の本来の役割を取りもどすのかが問われています。

そこで、来年度の予算編成にあたっては、わが党は、①国による住民負担増と社会保障切り捨てに反対し、暮らしと福祉をまもる、②「民営化万能論」に立たず、不要不急の大型プロジェクトの見直しなどによって効率的な行政を実現する、という立場で取り組むことが求められていると考えます。

そのうえで、わが党は、46項目の重点要求をとりまとめましたので、十分に検討され、来年度予算編成に反映されるよう強く求めるものです。

2008年度予算編成にあたっての重点要求

(1) トップダウンの市政運営でなく、自治体本来の役割を果たす

1. 予算編成にあたっては、各局への財源配分方式を中止し、現場からの予算要求積み上げ方式にあらためる。
2. 自治体の「営利企業化」をもたらす経営アドバイザーや経営会議は廃止する。「住民の福祉の増進」という自治体本来の役割を放棄する福祉施設などの民営化や民間委託、市場化テストの導入は行わない。

(2) 市民負担増をやめ、福祉・介護・医療の充実をはかる

3. 市民税減免制度（特に 65 歳以上の減免）について所得基準を元に戻し、対象者を拡大する。
4. 障害者控除など現行の各種減免制度や税控除などについて対象者に周知徹底を図る。
5. 後期高齢者医療制度については、来年 4 月からの実施を中止・撤回するよう国に求めるとともに、本市として国保の減免対象者などにたいする保険料の負担軽減措置を実施する。資格証明書は発行しない。
6. 介護保険の保険料減免制度を創設し、利用料（ホテルコストを含む）の減免制度を拡充する。
7. 特別養護老人ホームなどの待機者の実態を把握し、必要な介護基盤の整備を急ぐ。療養病床の削減計画の中止を国に求める。
8. 精神障害者（患者）への通院医療費を無料とし、障害者医療の対象も精神 2 級へ拡大する。
9. 守山市民病院の分娩受け入れ廃止を撤回し、市立病院整備基本計画を抜本的に見直す。市立病院での病棟閉鎖を解消するために、看護師の労働条件を改善し、必要な人員を確保する。名古屋市立大学の医学部定員を増やすなど、産科・小児科などの医師不足解消に努める。

(3) 子育て支援、保育・教育の充実を進める

10. 子どもの医療費無料制度は、入院・通院ともに中学校卒業まで対象を拡大する。
11. 妊婦健診については、14 回すべて無料にする。
12. 保育所の入所待機児童の解消など、出産・育児と仕事の両立を応援する施策を拡充するとともに、保育料の値上げや公立保育園の民営化は行わない。
13. 学童保育の制度化で助成の増額をはかり、トワイライトスクールとの一本化は行わない。
14. 小中学校の標準運営費や光熱水費など市立学校の運営費を増額する。
15. ゆきとどいた教育を実現するために、小中学校の全学年での 30 人学級を段階的に実施する。
16. 保育所をはじめ教育施設、児童福祉施設の日影被害を防ぐためのマンション建設などにたいする規制を強化する。
17. 保育所や小中高などの市立学校、幼稚園の普通教室などにクーラーを設置する。

(4) 市民の雇用と中小企業・業者の営業をまもる

18. 大型店の進出・撤退や 24 時間営業などについて、市独自の規制をおこない、地域環境を保全し、商店街に賑わいをとり戻す。
19. 市内の中小企業・業者の実態調査を実施し、これをもとに「中小企業振興基本条例」を制定し、総合的な中小企業対策をすすめる。
20. 公共事業は生活密着型にきりかえ、分離・分割発注による中小企業・業者への受注確保をすすめる。
21. 消防、介護・福祉、教育など市民生活に必要な分野における市職員の正規採用を増やし雇用の確保に努める。
22. 青年の雇用実態を調査するとともに、青年に労働法など労働者の権利について知らせる取り組みをすすめる。青年の安定した雇用確保のために、市として市内企業にたいして正規雇用を増やすよう働きかける。

(5) 人と環境にやさしく、災害に強いまちづくり

23. 土壌・地下水汚染の防止のため工場の監視や指導、跡地利用の指導強化を行い、根絶されるまで用途変更しない。
24. 「地球温暖化防止行動計画」の実効性を持たせるために、CO₂の最大の排出源である自動車からの排出削減について抜本策を講じる。
25. 東京大気汚染訴訟の和解をふまえ、ぜん息など大気汚染による新たな健康被害者にたいし、医療費助成を行うとともに、浮遊粒子状物質を健康影響評価の対象にする。
26. 都市高速道路の環境保全目標を超える騒音や大気汚染は、ただちに改善する。環境悪化を招く都市高速東海線の延伸は中止する。
27. 民間木造住宅やマンションへの耐震改修工事への助成を増やし、改修促進をはかる。
28. 消防力の整備指針を満たすよう、救急隊の増隊など消防職員を増員する。
29. 河川整備を抜本的にすすめ、緑地や公園、田畑、ため池などの遊水機能を生かした保全をはかるなど、総合的な治水対策をすすめる。

(6) 「ポスト万博」——不要・不急の大型事業の中止・見直しを

30. 名古屋城本丸御殿の復元は急いで進めない。
31. 「モノづくり文化交流拠点」構想は、民間でできる分野に市が多額の負担をする必要はないので中止する。
32. 「ささしまライブ 24」事業は、市民参加で抜本的に見直す。
33. 大企業のための大型開発である「都市再生」事業や外資系などの企業誘致のための助成を抜本的に見直す。
34. 水需要のない徳山ダムの導水路事業は中止する。

35. 中部国際空港の第2滑走路建設はすすめない。
36. 名古屋港における複数の大水深バース建設は中止し、金城ふ頭の活用も含め、貨物需要に見合ったターミナル整備をすすめる。

(7) 男女平等・人権尊重、清潔・公正な市政を

37. 市の管理職や審議会への女性登用を増やし、政策決定への女性の参画をすすめる。
38. 「子ども条例」(仮称)は、子どもの権利条約の理念をふまえて子どもの権利を保障するものとし、子どもと市民の参加でつくりあげ、実効性を確保するための推進機構をつくる。
39. 政治と業界との癒着の温床である企業・団体献金について、公共事業受注企業からの献金は受け取らない。また、「政治資金パーティ券」の購入を企業・団体に対し求めない。
40. 市関連企業や公共事業受注企業への幹部職員の「天下り」を禁止する。
41. 入札は一般競争入札を原則とし、談合の事実が発覚した企業へのペナルティをより厳しくする。
42. 議会の政務調査費を減額し、領収書なども全面的に公開する。議員の議会出席の費用弁償や海外視察費を廃止する。

(8) 憲法9条を守り、平和な名古屋に

43. 憲法9条にもとづく平和の都市外交を広げ、アジアをはじめ世界との交流をはかる。
44. 平和市長会議のよびかけた「核兵器廃絶のための緊急行動」の趣旨に賛同するとともに、非核名古屋都市宣言をおこなう。
45. 非核三原則を堅持し、「核装備をしていない証明」がなければ名古屋港に入港できないようにする。名古屋港の自衛隊や米軍の軍事利用に反対する。
46. 戦争協力となる「国民保護法」の凍結・撤廃を求め、「名古屋市国民保護計画」にもとづく訓練などを市民に強制しない。

以上